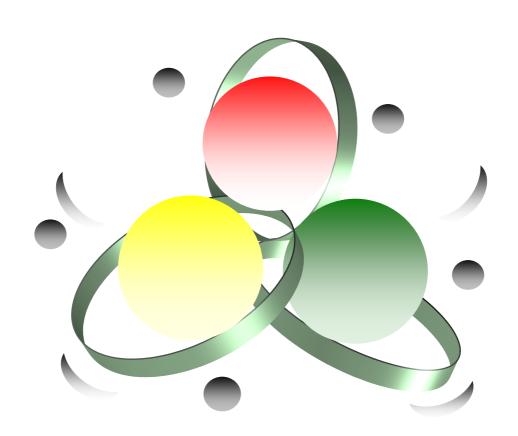
昭島市次世代育成支援行動計画

子どもが輝き、未来を創るまち昭島

~ Children make a bright future ~



平成 1 7 年 3 月 昭 島 市 子どもが輝き、未来を創るまち昭島

昭島市次世代育成支援行動計画

平成17年3月 昭島市

ごあいさつ

昭島市では、自然を大切にし、緑と共に生活できるように「人・まち・緑の共生都市あきしま」をめざし、高齢者、子ども、障がい者をはじめ、誰もが安心して住み続けられるためのさまざまな施策を進めてまいりました。

一方、急速に進む少子化は、社会や経済、地域活力の低下をはじめ、 国民の生活に大きな影響を与えています。そこで、国では「少子化社会 対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、少子化の 流れを変えるため、多くの取組がなされ、その一つに市町村と従業員300 人を超える事業所には、「次世代育成支援対策に関する行動計画」の策 定が義務づけられました。

本市におきましても少子化は例外でなく、平成15年には合計特殊出生率が1.27と低く、全国平均(1.29)をも下回っています。こうした現象は、子育てにおける経済的負担の増加や晩婚化・未婚率の増加などに見られるような結婚・子育てに関する意識の変化など多様な要因があげられます。また、子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待をはじめとする、子育てに関する様々な問題も生じてきています。

こうした背景を踏まえ昭島市では、子ども一人ひとりの人権が尊重され、地域の中で健やかに育ち、親たちが子育てに対して喜びが持てるような社会を実現するため、「子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を基本理念として、ここに「昭島市次世代育成支援行動計画」を作成いたしました。この計画をもとにして、市民参加のもと、地域ぐるみで「子育て支援」と「子どもの自立支援」に努め、地域、家庭、行政が一体となって推進できるよう、体制作りに努めてまいりたいと存じます。

結びに、この行動計画策定にご尽力いただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

平成17年3月

昭島市長 北川 穰一

~ 目 次 ~

第1章	次世代育成	支援行動計画策定にあたって	
1	. 計画策定の超	取旨	3
2	. 計画の性格		5
3	. 計画の期間		6
第2章	子どもを取り)巻く環境の状況	
1	. 子どもと子育	育てを取り巻く環境	9
2	. 女性の就労と	:子育て	14
3	. 保育の状況		16
第3章	計画の基本的	りな考え方	
1	. 基本理念		21
2	. 基本的視点		21
3	. 基本目標		23
4	. 施策の体系		25
5	. 重点事業		35
6	. 目標設定事業	Ě	37
第4章	施策の展開		
	基本目標 1	すべての子育て家庭を支援する地域づくり	45
	基本目標 2	仕事と子育てが両立しやすい社会づくり	55
	基本目標3	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	63
	基本目標 4	親と子の健康を育む環境づくり	73
	基本目標 5	子育てしやすい安全・安心なまちづくり	79
第5章	計画の推進体	本制	
1	. 推進体制の雪	冬備	87
2	. 市民との協働	助	88

第6章 資料

1	昭島市次世代育成支援行動計画ニーズ調査	9 1
2	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画協議会設置要綱	92
3	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画協議会委員名簿	93
4	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会設置要綱 -	9 4
5	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会委員名簿 -	95
6	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画策定経過	96
7	少子化社会対策基本法	97
8	次世代育成支援対策推進法 1	100

第1章 次世代育成支援行動計画策定 にあたって

1.計画策定の趣旨

平成 15 年の国の合計特殊出生率は 1.29、東京都の合計特殊出生率は 0.998 となっており、 現状の人口を維持するのに必要とされている 2.08 を大きく下回っています。従来、少子化の 主たる要因とされてきた晩婚化、未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新た な現象などにより、出生率の低下は更に進むことが予想されています。本市においても、合 計特殊出生率が 1.27 となり、全国平均よりも低い状況にあります。

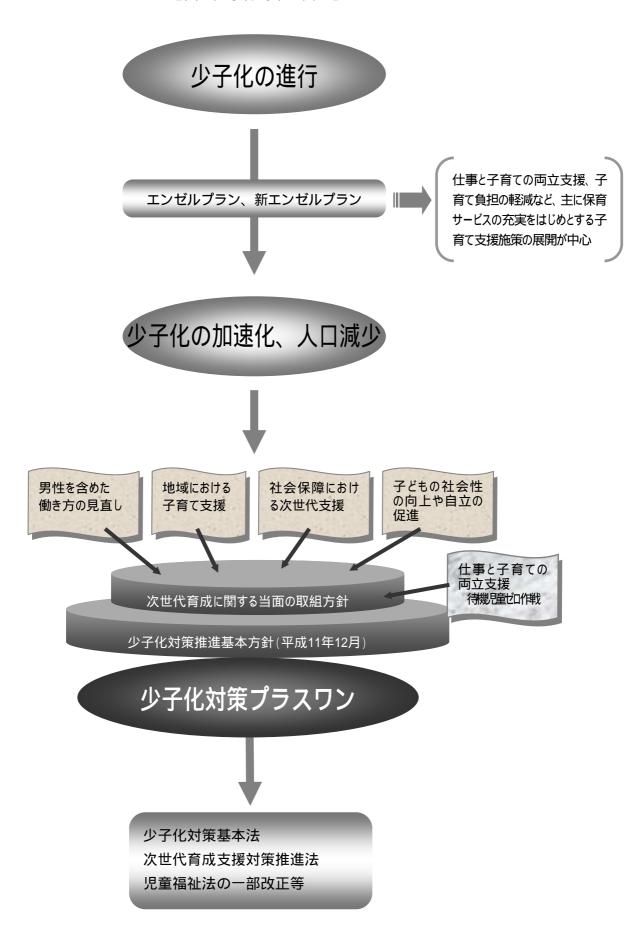
このような少子化の流れを変えるため、平成 11 年 12 月の「少子化対策推進基本方針」を受け、同月「新エンゼルプラン」(重点的に実施すべき対策の具体的実施計画)を策定したのに続き、平成 14 年 9 月には「少子化対策プラスワン」を発表し、「仕事と子育ての両立支援」が中心であった従来の取組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を重点的に推進することが提起されています。

平成 15 年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員 300 人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。 さらに、同月には「少子化社会対策基本法」が成立するとともに、平成 17 年 1 月に「改正児童福祉法」が施行されるなど、総合的な少子化対策を推進することとなりました。

本市においては、平成 12 年に策定した「昭島市児童育成プラン」に基づき、少子化対策・ 子育て支援を進めてまいりましたが、従来の取り組みを発展的に見直し、「子どもが輝き、未 来を創るまち昭島」をめざして、さらなる施策を講じることになりました。

そこで、次世代育成対策推進法に基づき、市民のニーズを把握し、子育てに伴う喜びが実感される社会を地域で実現できるような環境を創設するため、行政各部局や関係機関、そして、住民との協働による総合的な取り組み「昭島市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

【図 少子化対策の変遷】



2.計画の性格

- (1)この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、本市が今後取り組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。
- (2)この計画は、既存の計画である「昭島市児童育成プラン」の理念を継承しつつ、国の「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」などの内容を踏まえるとともに、上位計画である「昭島市総合基本計画」や関連計画との整合性を図りながら、今後の本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- (3)この計画は、本市の次世代育成に関する施策の方向性を定めたものであり、各施策の推進については関係各課が連携し、全庁的に取り組むものです。
- (4)この計画は、本市の次世代育成対策を着実に推進するために、市民個人をはじめ各家庭や地域・企業・学校等の積極的な取り組みを促進するものです。

3.計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、地方自治体が策定する行動計画の期間は、平成 17 年度からの 5 年間を前期計画とし、平成 21 年度に前期計画に対する必要な見直しを行い、平成 22 年度から 5 年間の後期計画を定めることとしています。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、毎年、計画の実施状況を把握、点検しつつ、実施状況を公表し、市民とともに進行管理を行います。

 平成
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26

 前期計画
 見直し
 後期計画

【計 画 期 間】

第2章 子どもを取り巻く環境の状況

1.子どもと子育てを取り巻く環境

(1)人口の推移

昭島市の人口の推移は、平成2年の105,372人が平成12年で107,206人、平成16 年で110,695人となり、増加傾向が示されています。

0歳から14歳の年少人口の割合は、平成16年4月1日現在で13.6%となってお り、平成2年の年少人口18.3%よりも減少しています。

しかし、平成2年と平成16年を比べた場合、65歳以上の老年人口の割合は9.0% から16.5%と増加しており、今後も少子高齢化が進むものと考えられます。(図 1、表1)

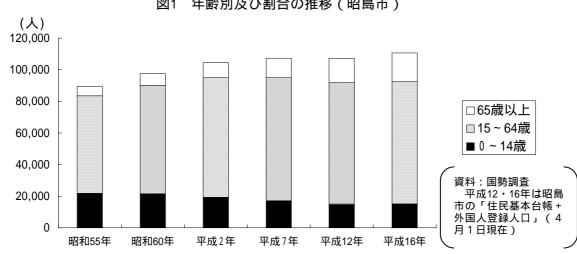


図1 年齢別及び割合の推移(昭島市)

表1 年齢別及び割合の推移(昭島市)

(単位:人、%)

X	分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成16年
人口約	総 数	89,344	97,543	105,372	107,292	107,206	110,695
0 4	4 45	21,797	21,505	19,257	17,222	15,033	15,076
0 ~ 1	4 歳	(24.4%)	(22.0%)	(18.3%)	(16.1%)	(14.0%)	(13.6%)
1 5 - 6	4 歳	61,645	68,452	75,678	77,691	76,738	77,364
15 ~ 6	4 成	(69.0%)	(70.2%)	(71.8%)	(72.4%)	(71.6%)	(69.9%)
65歳以	7 L	5,831	7,537	9,531	12,371	15,435	18,255
ひろ所以り	у Т	(6.5%)	(7.7%)	(9.0%)	(11.5%)	(14.4%)	(16.5%)

国勢調査では年齢未記入者がいるため、総人口と各年代の合計は一致しない。

資料:国勢調査

平成12・16年は昭島市の 「住民基本台帳 + 外国人登録 人口」(4月1日現在)

(2)出生の動向

平成15年の全国の出生数は、前年を下回り、昭和49年以降の減少が依然として 続いています。

また、合計特殊出生率 1も、昭和50年に現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準 2の2.08人を下回って以来、少子化に歯止めがかからず、ますます深刻化しています。平成15年の全国の合計特殊出生率は1.29人、東京都では0.998人といずれも過去最低の数値となっています。(図2)

昭島市における平成15年の出生数は974人で、ここ数年間の出生数は横ばいの傾向にあります。(図3)

また、平成15年の昭島市の合計特殊出生率は1.27人であり、都を上回るものの、 全国の水準を下回っています。(図4)

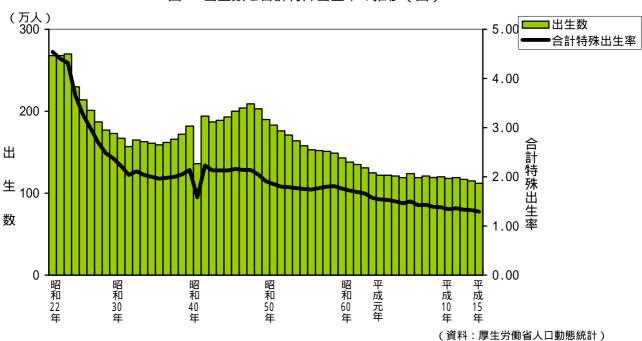


図2 出生数と合計特殊出生率の推移(国)

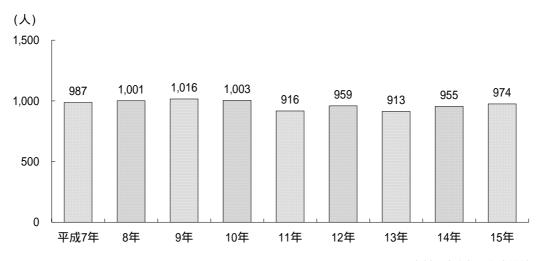
* 1 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳の各年齢ごとにある年の 女性 1 人当たりの出生率を求め、その出生 率を合計することで、ある年齢の概念上の 1 人の女性が生涯に生む子どもの数を表わ したものです。

*2 人口置換水準

その年の子どもの産み方がどこまでも続いた場合、次の世代今の人口と同数の人口が入れ代わり、人口が増加も減少もしない出生水準のことをいう。

図3 出生数の推移(昭島市)



(資料:東京都の衛生統計)

図4 合計特殊出生率の推移(国、都、市)

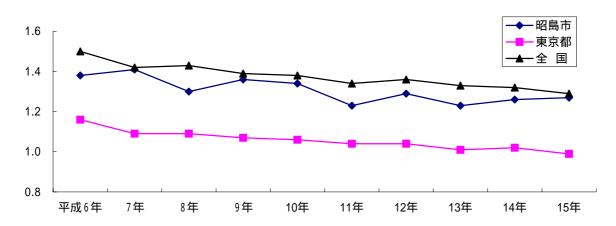


表2 合計特殊出生率の推移(国、都、市)

(単位:人)

区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
昭島市	1.38	1.41	1.30	1.36	1.34	1.23	1.29	1.23	1.26	1.27
東京都	1.16	1.09	1.09	1.07	1.06	1.04	1.04	1.01	1.02	1.00
全 国	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

(資料:厚生省人口動態統計)

(3)婚姻の動向

未婚率の推移については、各年代別でみると、昭島市の場合、男女ともに25歳から39歳で増加傾向が示されており、とりわけ平成12年においては30~34歳で著しく増加しています。

昭島市でも、全国や都と同様に、晩婚化にともなう未婚率の上昇が少子化の主 たる要因となっていることを裏付ける結果となっています。(図5、表3)

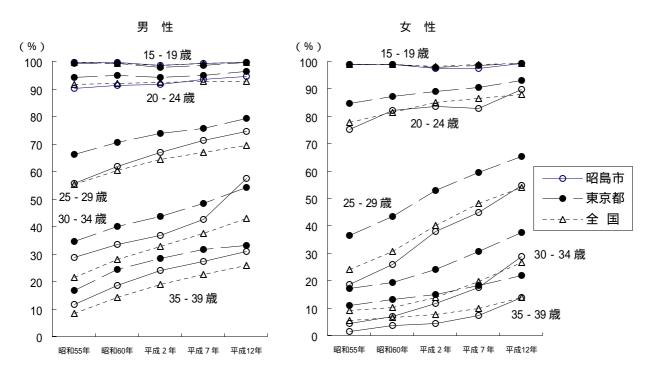


図5 未婚率の推移(国、都、市の比較)

表3 未婚率の推移(国、都、市)

性) 女 性 年齢 区分 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成12年 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成7年 99.4 98.3 99.7 99.0 99.0 97.5 97.4 99.1 昭島市 99.7 98.3 15~ 98.8 99.4 99.2 97.9 98.7 99.5 99.0 98.5 99.3 97.8 東京都 19歳 99.2 99.5 99.6 99.4 98.5 99.0 98.9 98.2 98.9 99.1 国 82.2 92.1 92.4 90.9 83.5 82.9 93.0 94.6 75.3 89.6 昭島市 20 ~ 87.3 89.2 93.0 94.2 95.0 94.1 95.0 96.5 84.8 90.6 東京都 24歳 92.2 92.6 92.9 77.7 85.0 86.4 87.9 全 国 91.5 92.1 81.4 昭島市 55.9 63.2 65.3 66.3 74.6 18.5 26.0 38.0 44.9 54.6 25 ~ 東京都 66.2 70.4 74.0 75.8 79.4 36.6 43.4 53.1 59.4 65.3 29歳 60.4 66.9 48.0 54.0 64.4 69.3 24.0 30.6 40.2 全 国 55.1 40.5 28.7 18.7 57.5 30.3 35.4 4.2 6.8 11.5 17.7 昭島市 30 ~ 34.4 40.1 43.7 48.2 54.1 17.2 19.5 24.1 30.8 37.6 東京都 34歳 37.3 10.4 42.9 9.1 21.5 28.1 32.6 13.9 19.7 26.6 国 14.9 20.7 13.7 6.5 24.1 31.0 3.6 4.5 昭島市 35 ~ 11.0 16.7 33.1 13.3 14.8 18.3 東京都 24.5 28.5 31.5 22.0 39歳

(単位:%)

(資料:国勢調査)

13.8

10.0

5.5

6.6

7.5

8.5

全 国

14.2

19.0

(4)世帯の動向

昭島市の世帯の家族類型比率をみると、単独世帯や、結婚しても子どもを持たない夫婦のみの世帯が増加しており、結婚した夫婦の出生力そのものが低下しているといえます。(図6)

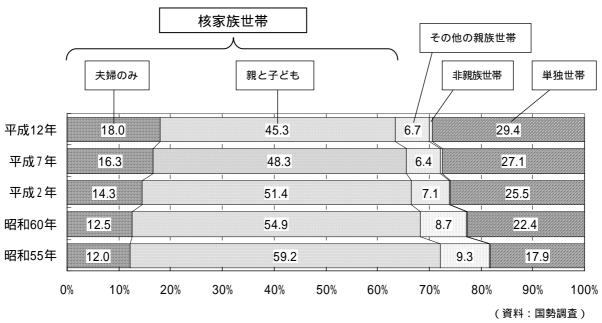


図6 世帯の家族類型比率の推移(昭島市)

さらに、東京都と同様に、昭島市の親族世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯は徐々に減少しており、平成12(2000)年には26.3%となっています。(図7)

また、18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成をみると、核家族が88.3%と、 三世代世帯の8.7%を大きく上回っており、昭島市でも核家族が圧倒的に多くなっています。(図8)

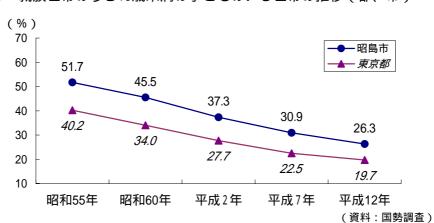


図7 親族世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯の推移(都、市)

その他 核家族世帯 三世代世帯 平成12年 88.3 8.7 3.0 平成7年 86.4 11.4 2.2 平成2年 85.7 11.7 昭和60年 84.4 13.1 2.5 昭和55年 84.7 12.9 0% 20% 40% 60% 80% 100% (資料:国勢調査)

図8 18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成比の推移(昭島市)

2. 女性の就労と子育て

(1)女性の就労状況

女性の社会進出が進み、全国的に働く女性の割合は年々高くなってきています。 女性の就労率を各年齢別でみると、昭島市においても全国や東京都と同様に、 30歳から39歳で就労率が低下しており、依然としてM字型の就労構造を示していま す。これは、結婚や出産のために仕事を辞める女性が多いことを示しています。 (図9)

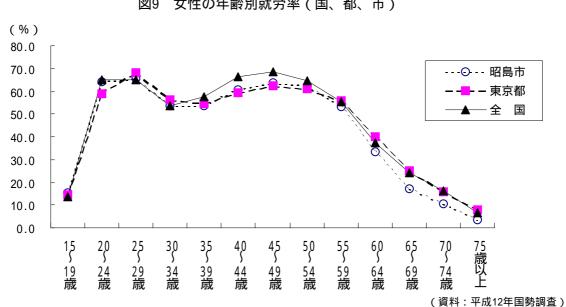


図9 女性の年齢別就労率(国、都、市)

表4 女性の年齢別就労率(国、都、市)

(単位:%)

区分	15 ~ 19 歳	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 34 歳	35 ~ 39 歳	40 ~ 44 歳	45 49 歳	50 ~ 54 歳	55 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 69 歳	70 ~ 74 歳	75歳以上
昭島市	15.6	64.0	65.7	53.6	53.7	60.8	63.7	62.6	53.0	33.6	17.2	10.7	3.5
東京都	14.7	59.1	68.0	56.1	54.5	59.4	62.4	61.2	55.7	40.1	25.0	15.7	7.9
全 国	13.6	65.2	65.1	53.7	57.7	66.3	68.5	64.6	55.6	37.2	24.3	16.3	6.4

(資料:平成12年国勢調査)

(資料:国勢調査)

30,000 20,285 19,365 20,395 16,814 20,000 14,425 10,000 0 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年

図10 就労女性人口の推移(昭島市)

(2)仕事と子育ての両立

仕事を継続しながら家事・子育てを行う女性の増加にともない、保育所入所児 童数が増加しています。特に、育児休業法の普及により、母親の産休、育休明け の低年齢児の保育が強く求められています。

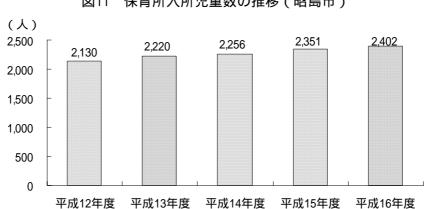


図11 保育所入所児童数の推移(昭島市)

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年度4月1日現在

3.保育の状況

(1)保育児童総数

昭島市の保育所数は変わらないものの、定員数、入所児童数はここ数年増加傾向を示しています。

また、定員に対する入所率についても、同様の傾向を示しています。 (表5、表6、表7)

表5 認可保育所の定員数・入所児童数等

区分	公 立	私立	合 計
保育所数	5	15	20
定員数(人)	546	1,906	2,452
入所児童数(人)	527	1,987	2,514

(注1)入所児童数は、市外入所者を含む。

資料:保健福祉部 子育て支援課 平成 16年4月1日現在

表6 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移 (受託児含)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保育所数	20	20	20	20	20
定員数(人)	2,389	2,389	2,418	2,452	2,452
入所児童数(人)	2,309	2,387	2,431	2,489	2,514
入所率(%)	96.7	100.0	100.5	101.5	102.5

(注1)入所率は、定員に占める入所児童数の比率を示す。

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年度4月1日現在

表7 保育室の定員数・在室児童数等の推移

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保育室数	2	2	2	2	2
定員数(人)	41	41	41	41	41
在室児童数(人)	30	28	29	25	20

(注1)保育室は、定員が6人以上30人未満の小規模な保育施設。

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年度4月1日現在

(2)保育所利用率の推移

平成16年度の認可保育所の利用率は39.8%となっており、平成12年度 (36.0%)と比べると、3.8ポイント増加しています。(表8)

表8 認可保育所の0~5歳人口・保育児童総数等

(単位:人、%)

区分	0~5歳人口	保育児童総数	利用率
平成12年度	5,917	2,130	36.0
平成13年度	5,935	2,220	37.4
平成14年度	5,881	2,256	38.4
平成15年度	5,952	2,351	39.5
平成16年度	6,032	2,402	39.8

(注1)保育児童総数は、市内在住の児童数。

(注2)利用率は、0~5歳の人口に占める在所児童数の比率を示す。

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年度4月1日現在

(3)保育所待機児童数の推移

保育所における保育所待機児童数は、平成15年度が44人、平成16年度が38人となっています。(表9)

表9 年齡区分別保育待機児童数(市)

(単位:人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
0 歳	4	1	1	3	2
1 歳	9	10	9	16	6
2 歳	8	18	8	14	16
3 歳	5	6	1	8	10
4 歳以上	2	3	1	3	4
合 計	28	38	20	44	38

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年度4月1日現在

(4)幼稚園の児童総数

昭島市には、幼稚園が7園あり、平成16年度の在園児童数は1,293人となってい ます。(表10)

表10 幼稚園の定員数・在園児童数等の推移

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
園数	8	8	8	7	7
定員(人)	1,560	1,560	1,560	1,440	1,440
在園児童数(人)	1,263	1,224	1,256	1,308	1,293
入園率(%)	81.0	78.5	80.5	90.8	89.8
利用率(%)	44.1	43.3	43.1	43.4	42.3

資料:保健福祉部 子育て支援課 各年5月1日現在

(5)学童クラブの状況

昭島市では、平成16年4月1日現在、学童クラブが15ヵ所あります。在籍児童 数は増加傾向を示しており、平成16年度で792人となっています。 (表11)

表11 学童クラブの実施箇所・在籍児童数

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施箇所	15	15	15	15	15
在籍児童数(人)	666	680	697	770	792

資料:生涯学習部 社会教育課 各年度4月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

『子どもが輝き、未来を創るまち昭島』

- ・昭島市では、家庭・地域と協力連携し、「子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- ・昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、 自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ・「子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を基本理念として、地域ぐるみで「子育て支援」と「子どもの自立支援」に取り組みます。

基本的視点

上記の基本理念を実現するため、次の4つを基本的視点とし、計画を推進 していきます。

基本的視点1 社会全体による子育で支援

基本的視点2 すべての子育て家庭への支援

基本的視点3 子どもの自立支援

基本的視点4 子どもの人権の尊重

基本的視点 1

社会全体による子育て支援

次代を担う子どもを育むためには、子育て家庭のみならず、行政、企業、職場、地域社会など社会全体で協力して取り組む必要があります。それぞれが立場に応じた役割を果たし、 互いに連携しながら施策を進めていくことが大切です。

また、地域には保育所、幼稚園、児童センター、公民館、学校など子育てや教育施設がありますが、これら地域の社会資源を十分かつ効果的に活用するとともに、NPO、子育てサークル、子ども会、自治会など子育てにかかわる各種団体との連携が必要です。

基本的視点 2

すべての子育て家庭への支援

今日、子育ての環境は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、急速に 多様化しています。子育て家庭がゆとりを持って、喜びを感じながら子育てをするためには、 各々の家庭のニーズに対応しうるサービスの質・量を確保することが必要です。

子育てと仕事の両立支援という視点だけでなく、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、子育でをするすべての家庭が必要に応じてサービスを利用できるように子育で支援施策を進める必要があります。

基本的視点 3

子どもの自立支援

子どもは、次代を担い、社会を変えていく原動力です。地域にとっても、子どもの健やかな成長は、活力あるまちづくりを支えるものとなります。

子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むためには、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で次代の親づくりを視点に子どもの自立支援に取り組む必要があります。

基本的視点 4

子どもの人権の尊重

子どもの健やかな成長には、子どもを保護の対象としてだけではなく、一人ひとりの子どもが自分らしく、また安心して生きる子どもの権利の尊重が大切です。

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、その成長段階に応じて、遊び、学び、社会参加できる権利が保障されるとともに、安心安全な生活環境が保持される必要があります。

子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが重要です。

前述の基本理念と基本的視点に立って、次の5つの基本目標を設定し、施 策を展開します。

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

基本目標2 仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

基本目標3 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

基本目標4 親と子の健康を育む環境づくり

基本目標 5 子育てしやすい安全・安心なまちづくり

基本目標1

すべての子育て家庭を支援する地域づくり

少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりも薄れる中、子育て家庭の孤立化や 子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されます。

そのため、共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障害 のある子どもを養育している家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援が求められ ます。

このような観点から、子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、子育て家庭を地域社会全体で支援します。

基本目標 2

仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。一方、女性 の社会進出が進んでいる中、女性に子育ての負担がかかっている現実があります。

今後、男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるように、仕事と 家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる環境が求められます。

このため、利用者のニーズを踏まえた様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう企業に働きかけます。

子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

次代を担う子どもたちが、社会的な存在として自立できるように自ら成長していくこと は、将来の昭島市にとって重要なことです。

そのためには、成長に応じた子ども自身の努力と主体性を基本とし、子どもの育ちに大きな影響を与える家庭、学校、地域が連携した社会全体の教育力が必要です。

子どもたちが、自らの力で考え、行動する力を身につけ、心身ともに健康でたくましく 成長できるように、家庭、学校、地域社会が連携・協力しながら、子どもがいきいきと輝 けるような環境を整備します。さらに、子どもだけでなく親自身も学び育つことが必要で あることから、親を育成するような学習環境の整備を進めます。

基本目標4

親と子の健康を育む環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。

このため、各種健康診査やきめ細かな相談体制を充実させるなど、保健、医療、福祉、 教育の分野間の連携を図りながら、地域における母子保健や思春期保健施策を充実させる とともに、親子が健やかに暮らすことができる地域づくりを進めます。

基本目標5

子育てしやすい安全・安心なまちづくり

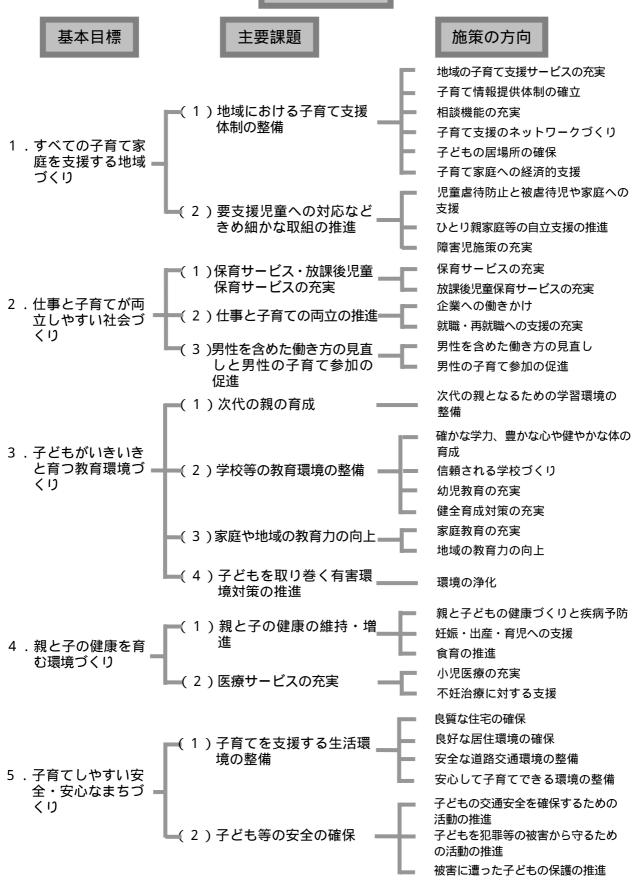
子どもが交通事故や犯罪などに巻き込まれるケースが増えてきており、道路交通環境や公共交通機関の整備や犯罪を防止するまちづくりが必要です。

また、子どもが安心してのびのびと成長するためには、住環境をはじめ、公共施設や公園・児童遊園などの遊び場の整備も重要です。

このため、すべての人が地域において安全で安心な生活ができるような環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。

施策の体系

総合体系図



すべての子育て家庭を支援する地域づくり

事業名 主要課題 施策の方向 (1)地域における子育て = 地域の子育て支援 = 1 子ども家庭支援センター事業 2 ファミリー・サポート・センター サービスの充実 支援体制の整備 3 子育てひろば 4 つどいの広場事業 子育て情報提供体 = 5 子育てガイドマップの作成 6 広報・インタ - ネット等による 制の確立 情報の提供 7 保育園、児童手当等の電子申請 相談機能の充実 8 各種相談事業の充実と連携の強化 子育て支援のネッ = 9 子育てグループ・ボランティア等 の育成 トワークづくり 10 児童センターの充実 子どもの居場所の = 11 図書館の充実 確保 12 市立会館等を利用した子ども向け 講座の開催 13 地域子ども教室推進事業 14 公園、児童遊園等整備の充実 子育て家庭への経 -15 児童手当支給事業 16 乳幼児医療費の助成 済的支援 17 幼稚園等への就園補助 18 就学援助事業 19 おむつ用ごみ袋の配布

下線は新規事業を表しています

すべての子育て家庭を支援する地域づくり

主要課題

施策の方向

事業名

(2)要支援児童への対応 = などきめ細かな取 組の推進

児童虐待防止と被 = 虐待児や家庭への 支援

- 20 児童虐待防止連絡協議会の充実
- 21 家庭訪問相談事業
- 22 虐待対策ワーカーの導入
- 23 里親制度への支援

ひとり親家庭等の -自立支援の推進

- 24 児童扶養手当支給事業
- 25 児童育成手当支給事業
- 26 ひとり親家庭等医療費助成
- 27 母子生活支援施設事業
- 28 ひとり親家庭相談事業
- 29 母子福祉資金貸付事業
- 30 ひとり親家庭ホームヘルプ サービス事業
- 31 上下水道料金の減免
- 32 ごみ処理手数料の免除
- 33 自転車等駐輪場の使用料等の免除

障害児施策の充実

- 34 学童クラブへの障害児受入
- 35 交流教育
- 36 通級指導学級整備事業
- 37 心身障害教育
- 38 就学相談・指導の充実
- 39 支援費デイサービス事業
- 40 支援費居宅介護事業
- 41 支援費短期入所事業

仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

事業名 主要課題 施策の方向 (1)保育サービス・放課 = 保育サービスの充 -42 保育施設の整備 43 保育園の定員数の拡大 後児童保育サービ 実 44 延長保育の充実 スの充実 45 一時保育の充実 46 園児の健康管理 47 保育園・幼稚園における地域・ 世代間交流 48 病後児保育の充実 49 ショートステイ事業の充実 50 トワイライトステイ事業 51 休日保育 52 統合保育事業 53 育児支援家庭訪問事業 54 訪問型一時保育事業 55 認証保育所事業 放課後児童保育サ = 56 学童クラブ施設の充実 57 学童クラブ定員数の拡大 ービスの充実 58 幼稚園における預かり保育の充実 企業への働きかけ (2)仕事と子育ての両立 -59 就労環境改善のための要請活動 60 育児休業法普及啓発 の推進 61 事業所内保育施設の推進 62 企業の地域への貢献の推進 就職・再就職への -63 就労情報の提供 64 就職・再就職のための職業研修の 支援の充実 充実

仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

主要課題

施策の方向

事業名

(3)男性を含めた働き方 = の見直しと男性の 子育て参加の促進

男性を含めた働き = 方の見直し

- 65 事業所への次世代育成支援対策 推進法の周知・啓発
- 66 昭島市男女共同参画プランの推進
- 67 <u>男女が働きやすい環境づくり</u> セミナーの開催
- <u>68 仕事と家庭の両立を考えるセミナー</u> の開催

男性の子育て参加 ─ の促進

- 69 母親学級への父親の参加の促進
- 70 父子手帳の配布
- 71 「父と子の遊び講座」の実施
- 72 男性の家事参加促進のための啓発

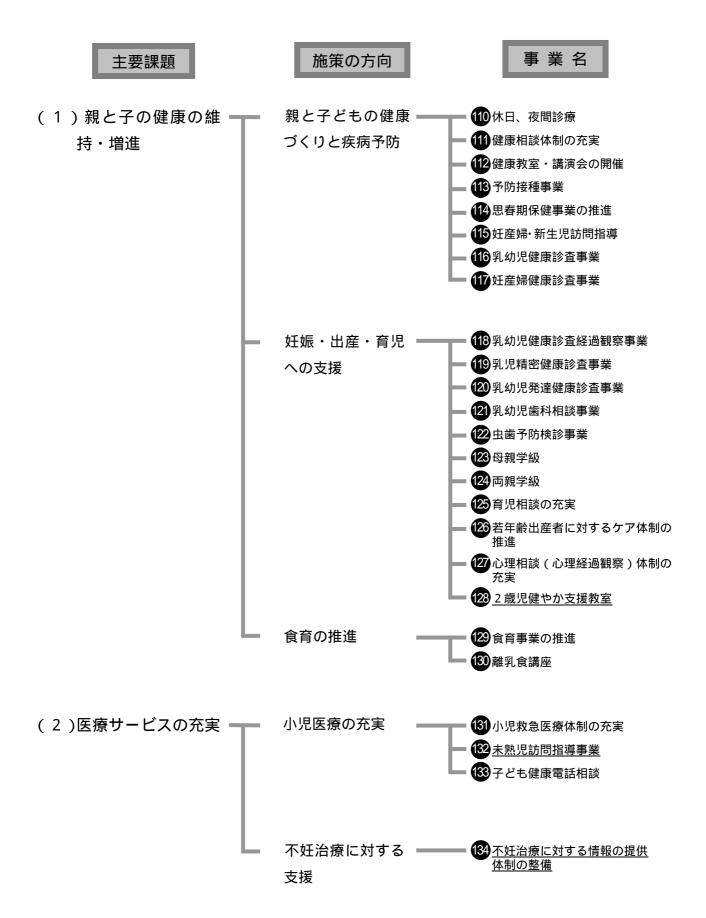
子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

事業名 主要課題 施策の方向 (1)次代の親の育成 次代の親となるた = 73 地域多世代間交流事業 74 育児関連講座 めの学習環境の整 75 乳幼児ふれあいボランティア活動 備 76 児童の権利に関する条約の周知・啓発 確かな学力、豊かな = (2)学校等の教育環境の = 77 メディア・リテラシー教育の実践 78 情報化社会への対応 心や健やかな体の 整備 79 国際社会への対応 育成 80 体験的学習 81 総合的な学習時間の支援 82 道徳教育の時間の確保 83 体育・健康教育 84 国内交流事業(岩手県岩泉町) 85 子ども読書活動推進事業 信頼される学校づ 86 開かれた学校づくり 87 確かな学力の定着 (1) 幼児教育の充実 88 保育園・幼稚園と小学校との連携 の推進 89体力づくりの強化 健全育成対策の充 90 スクールカウンセリング事業の 実 91 健全育成に関する学校・地域・ 関係機関のネットワークの整備 92 教育相談室の充実 93 適応指導教室の充実 94 子ども権利相談室(仮称)の設置

子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

事業名 主要課題 施策の方向 (3)家庭や地域の教育力 = 家庭教育の充実 95 家庭教育講座の開催 96 家庭でのしつけの見直し、啓発 の向上 97 親子のきずなを深める施策の推進 98 早寝早起きの推進 99 青少年フェスティバル 地域の教育力の向上 1000 各種スポーツ・レクリエーション 大会・教室の開催 101 各種サークル活動の育成 ● 青少年とともにあゆむ地区委員会の育成 103あいさつ運動の推進 104子どもボランティア活動の推進 105ジュニアリーダー講習会 106子ども議会 (4)子どもを取り巻く有 ―― 環境の浄化 107 不健全図書の排除運動の推進 108 違法看板撤去協力員制度の推進 害環境対策の推進 109メディアによる有害情報の排除 運動の推進

親と子の健康を育む環境づくり



子育てしやすい安全・安心なまちづくり

事業名 主要課題 施策の方向 135 優良な賃貸住宅の供給促進 (1)子育てを支援する生 = 良質な住宅の確保 ----活環境の整備 136子育てに配慮した住居の整備 良好な居住環境の ----確保 安全な道路交通環 -137 歩道の整備 133 街路灯の整備 境の整備 安心して子育てで = 139市内危険箇所の把握・周知・ きる環境の整備 140アダプト制度の推進 141公共施設の緑化と花いっぱい 142 遊具等の安全点検の強化 143 福祉のまちづくりの推進 144 駅施設の整備

子育てしやすい安全・安心なまちづくり

事業名 主要課題 施策の方向 子どもの交通安全 = (2)子ども等の安全の確 -145 交通安全教室の開催 146 交通安全運動の推進 保 を確保するための 147子ども安全パトロールの推進 活動の推進 148 防犯講習会の開催 子どもを犯罪等の = 149 非行防止・更生の支援ネット 被害から守るため ワークの構築 の活動の推進 150 街頭補導活動の推進 151 防犯体制の充実 152薬物乱用防止運動の推進 153社会を明るくする運動の推進 154ピーポくんの家の推進 155 不審者対応マニュアルの作成 156セーフティ教室の開催

被害に遭った子ど =

もの保護の推進

(5) 被害に遭った子どもの心の ケア体制づくり

重点事業

本計画では、とりわけ重点的に対応を図るべき事業を「重点事業」として位置づけ、その積極的な展開を図ります。

重点事業1:地域子育て支援体制の整備

核家族化の進展などにより、家庭の子育て機能が低下する中で、家庭と地域が一体となって子育てを支えていくことが求められています。

そのためには、地域における核となる施設を充実させるとともに、障害の ある児童や虐待を受けた児童などの要支援児童へのきめ細かな取り組みを含 め、地域で子育て支援が受けられるように、相談体制の充実や交流する機会 の提供、遊び場の確保といった事業を推進します。

さらに、子育てしやすい社会を実現するためには、行政(市)のみならず、 家庭、地域、学校、関係団体等と協働し、一体となって取り組む必要があり ます。今後、施策を推進するためにも、さらなる市民参画が期待されます。

また、子どもが交通事故や犯罪被害にあわないよう安全・安心な環境を整備していきます。

重点事業名

- ・ 子ども家庭支援センター事業(先駆型への移行)
- ・ つどいの広場事業
- ・ 子育てに関する情報の提供の充実
- ・ 各種相談事業の充実と連携の強化
- ・ 子育てグループ・ボランティア等の育成
- ・ 発達遅滞等の児童に対するケア体制の整備
- ・ 公園、児童遊園の整備等の充実
- ・ 安全・防犯体制の充実

重点事業2:子どもの自立支援

次代を担う子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むことは、 将来の社会を形成していく上で重要な課題です。

そのためには、まず子どもたちの豊かな心を育むことが必要であり、学校での学習だけではなく、地域活動や社会体験活動など学校以外の活動を通した様々な体験をしていくことができるよう、施策を推進していきます。

子どもが健やかに成長するためには、食事に対する配慮や健やかな体の育成が必要であることから、子どもの生涯にわたる心身の健康の維持・増進に向けた取り組みを推進していきます。

また、子どもが社会の中で自立して主体的に生きていくことができるようになるためには、心身の健康のみならず、知識や技能、さらには思考力や問題解決力等を含めた確かな学力を身に付けることが重要であり、今後、きめ細かな指導の充実等を図っていきます。

重点事業名

- ・ 体力づくりの強化
- ・ 食育事業の推進
- ・確かな学力の定着
- ・ 子どもボランティア活動の推進
- ・ 体験的学習の充実
- ・ 子ども権利相談室(仮称)の設置

目標設定事業

本計画期間中の目標事業量は、次の通りに設定します。

1 通常保育事業

【事業内容】

保護者が日中就労や疾病等により、家庭において就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)		目標事業量(平成 21 年度)
児童数	箇所数	児童数	箇所数
2,514 人	20 か所	2,678 人	20 か所

現状値は、平成16年4月1日現在のもの(以下同様)

児童数は、市外入所者を含む

2 延長保育事業

【事業内容】

保育園において、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行います。

【現状と目標事業量】

現状(平原	以 16 年度)	目標事業量(平成21年度)			
児童数	箇所数	延長 ′	1 時間	延長 2	2 時間
元里奴	回門奴	児童数	箇所数	児童数	箇所数
300 人	15 か所	390 人	17 か所	60 人	3 か所

現在、延長1時間を実施

3 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【事業内容】

保護者が就労等の都合により、帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童福祉 施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かります。

現状 (平成 16 年度)		目標事業量(平成 21 年度)
児童数	箇所数	児童数	箇所数
0人	0 か所	10 人	1 か所

平成 19 年度実施予定

4 休日保育事業

【事業内容】

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない就学前児童を、保育園で保育を行います。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)		目標事業量(平成 21 年度)
児童数	箇所数	児童数	箇所数
0人	0 か所	30 人	1 か所

平成 20 年度実施予定

5 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【事業内容】

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生児童(低学年、ただし障害児童は4年まで)について、授業の終了後に小学校に隣接する施設等で、適切な遊びや生活の場を提供します。

【現状と目標事業量】

現状(平原	以 16 年度)	目標事業量(平成 21 年度)
児童数	箇所数	児童数	箇所数
810 人	15 か所	850 人	15 か所

6 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)

【事業内容】

疾病回復期の就学前児童で、保護者の就労等の理由により、家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を実施します。

保育士や看護師等が、病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う『派遣型』と、病気回復期にある児童を病院等において保育する『施設型』があります。

玗	見状(平成 16 年度)	目標	事業量 (平成 21 年	丰度)
派遣型	施記	分型	派遣型	施記	分型
年間のべ派遣回数	児童数	箇所数	年間のべ派遣回数	児童数	箇所数
0 回	3人	1 か所	300 回	6人	2 か所

派遣型...平成 19 年度実施予定

7 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者が病気になった場合等に、12歳未満の子どもを保健福祉センター内の施設において短期間(1週間程度)預かります。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)		目標事業量(平成21年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数
6人	1 か所	9人	1 か所

8 一時保育事業

【事業内容】

普段家庭において就学前児童を保育している保護者が、急病や育児疲れの場合などに、一時的に保育園で児童の保育を行います。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)		目標事業量(平成 21 年度)
児童数	箇所数	児童数	箇所数
40 人	20 か所	40 人	20 か所

9 ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

子育ての手助けが必要な人と子育てを手伝ってあげられる人が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てを行います。

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)
箇所数	箇所数
1 か所	1 か所

10 つどいの広場事業

【事業内容】

主に3歳未満の乳幼児を持つ親に、保護者同士の交流の場を提供し、子育てに対する不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)
箇所数	箇所数
0 か所	1 か所

平成 17 年度実施予定

11 子ども家庭支援センター事業

【事業内容】

市における子どもと家庭を支援する中核機関と位置づけ、子どもと家庭に関する相談の一義的な窓口とします。そのため、子ども家庭支援センターは、以下の役割を担います。

子ども家庭支援センターを中心とした地域の子育て支援のネットワークを構築し、総合調整機能の役割

多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネート」 の役割(注1)

児童虐待防止ネットワークにおける調整機関の役割

(注1)改正児童福祉法により、区市町村に子育て支援の総合コーディネート機能が義務化される。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)
箇所数	箇所数
1か所(従来型)	1か所(先駆型)

平成 18 年度先駆型へ移行予定(注2)

(注2) 先駆型とは、児童虐待に係る見守りサポート機能及び虐待防止支援訪問機能を付加したもの。

12 子育てひろば事業

【事業内容】

より身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、市内保育園・幼稚園で0~3歳の子ど もを持つ孤立しがちな子育て家庭に「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や子育てサ ークルの支援などを行います。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)
箇所数	箇所数
27 か所	27 か所

13 育児支援家庭訪問事業

【事業内容】

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、ヘルパーなどを派遣します。

【現状と目標事業量】

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)			
年間のべ派遣回数	年間のべ派遣回数			
0 回	300 回			

平成 19 年度実施予定

14 訪問型一時保育事業

【事業内容】

保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる就学前児童に対して、自 宅に保育士等を7日以内で派遣します。

現状 (平成 16 年度)	目標事業量(平成21年度)		
年間のべ派遣回数	年間のべ派遣回数		
0 回	600 回		

平成 20 年度実施予定

15 認証保育所

【事業内容】

東京都が認定した施設で、小規模で低年齢児を対象に保育を実施します。

【現状と目標事業量】

現状(平成	戊 16 年度)	目標事業量(平成 21 年度)	
児童数	箇所数	児童数 箇所数		
0人	0 か所	40 人	1 か所	

平成 17 年度実施予定

16 虐待防止ネットワーク事業

【事業内容】

児童虐待の早期発見、迅速かつ的確な対応及び防止を図るため、学校・病院・警察などの 地域における関係機関が連携し、児童虐待防止について様々な検討を行います。

【現状と目標事業量】

平成 15 年度に設置済み

第4章 施策の展開

具体的施策一覧表について -

施策の展開では、今後の方向において、関連 事業の実施時期を次のように示しています。

継続:現在実施している事業を継続する 充実:現在実施している事業を充実する

新規:新規に実施する

要請:国、都、企業に対して要請する

は市民参画を期待する事業を示しています。

基本目標1

すべての子育て家庭を支援する地域づくり

要課題(1)	地域における子育て支援体制の整備
施策の方向	地域の子育て支援サービスの充実
 施策の方向 	子育て情報提供体制の確立
 施策の方向 	相談機能の充実
 施策の方向 	子育て支援のネットワークづくり
 施策の方向 	子どもの居場所の確保
 施策の方向	子育て家庭への経済的支援

主要課題(2) 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

---- 施策の方向 児童虐待防止と被虐待児や家庭への支援
---- 施策の方向 ひとり親家庭等の自立支援の推進
---- 施策の方向 障害児施策の充実

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

主要課題(1)地域における子育て支援体制の整備

現状と課題

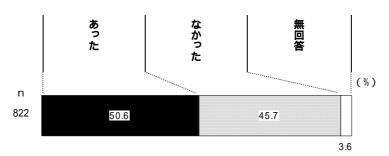
少子化・核家族化の進行に伴い、祖父母の手助けや近所同士での子育てを助け合うという ことが少なくなり、家庭における子育て力の低下が指摘されています。今後は、子育てを社 会全体の課題として捉え、共働き家庭のみならず、専業主婦を含めたすべての子育て家庭を 対象とした支援の充実が求められています。

本市では、すでに子ども家庭支援センターやファミリー・サポート・センターなど、地域における様々な子育て支援サービスを行ってきました。しかし、ニーズ調査によると、就学前児童の保護者では、以前ではあまり考えられていなかった子どもを誰かに預けてリフレッシュしたいと思うことがある人は全体の半数を占めており(図1)時代とともに子育て家庭のニーズは多様化し、それに応じたさらなるサービスの充実が必要といえます。

また、子育ての悩みや不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要となりますが、 子育ての相談相手は、就学前児童の保護者も小学校児童の保護者も「配偶者・パートナー」 や「配偶者以外の親族」、「隣近所の人、地域の知人、友人」など身近な人に集中しており(図 2) それぞれのニーズや子どもの年齢に応じたきめ細かな相談機能を充実させるとともに、 子育てに関する情報提供に努める必要があります。

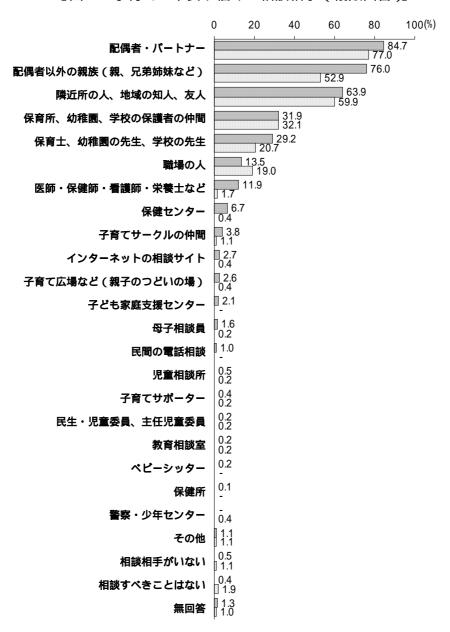
さらに、充実して欲しい子育て支援については、就学前児童の保護者では「医療費助成制度の年齢拡大」と「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」への要望が高く、小学校児童の保護者では「医療費助成制度の年齢拡大」と「親子が安心して楽しめる場所を増やしてほしい」が高くなっています(図3)。今後、子育て家庭への経済的支援の充実に取り組むとともに、子どもの遊び場や居場所づくりなどにも一層力を入れていくことが必要です。

【図1 家族・親族以外に預けてリフレッシュしたいと思った経験の有無〔就学前児童〕】



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 16年)

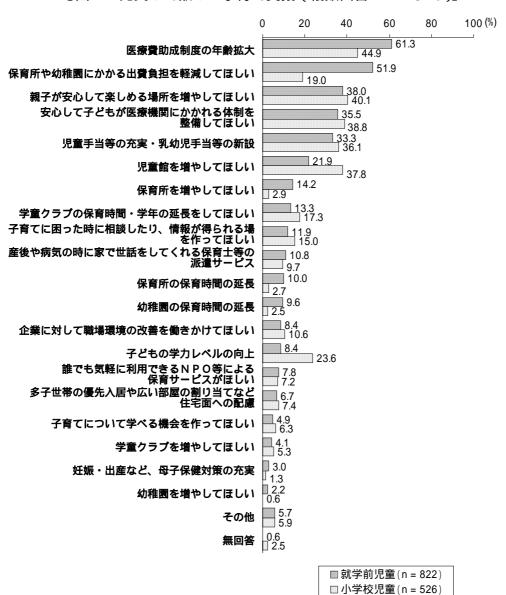
【図2 子育ての不安や悩みの相談相手(複数回答)】



■就学前児童(n = 822) □小学校児童(n = 526)

資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成16年)

【図3 充実して欲しい子育て支援(複数回答・4つまで)】



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成16年)

施策の方向 地域の子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
1	子ども家庭支援 センター事業	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供、及び、子育てひろば、児童センターなどの子育て支援と連携を図りながら、子育て家庭を総合的に支援します。また、先駆型(児童虐待に係る見守りサポートや虐待防止支援訪問などを行う)への対応を行います。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
2	ファミリー・サポ ート・センター事 業	子育ての手助けを必要とする市民と子育てを提供できる市民が会員となる、子育ての相 互援助活動を行うファミリー・サポート・セ ンター事業を推進します。	継続 (数値目 標事業)	子育て支援課
3	<mark>子育てひろば事</mark> 業	保育園・幼稚園を活用し、身近な場所で子育でに関する相談や育児講座、交流などを行う地域活動の拠点として、子育てひろばを整備します。また、整備にあたっては地域性に配慮するとともに、民間保育施設等の有効活用を図ります。	継続 (数値目 標事業)	子育て支援課
4	<mark>つどいの広場事</mark> 業	主に3歳未満の乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に交流するとともに、子育ての相談もできるつどいの場を提供します。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課

施策の方向 子育て情報提供体制の確立

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
5	子育てガイドマ ップの作成	子育てに関する様々な情報を提供することにより、子育て家庭を支援するため、子育て ガイドマップを作成します。	継続	子育て支援課
6	広報・インタ - ネット等による情 報の提供	多様化する市民ニーズに対応するため、子育てに関する情報の収集を図るとともに、広報やインターネットなどを活用し、情報の提供に努めます。	充実	子育て支援課 情報推進課 健康課
7	保育園、児童手当 等の電子申請	保育園の入所、児童手当、乳幼児医療証交付申請等をインターネットを利用し、自宅から申請できるようにします。	充実	子育て支援課 情報推進課

施策の方向相談機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
8	各種相談事業の 充実と連携の強 化	育児相談、児童相談、女性相談、子どものアレルギー相談など、各種相談事業を実施するとともに、保健所、児童相談所、女性センターなど関係機関との連携の強化を図ります。	充実	子育て支援課 健康課

施策の方向 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
9	子育 て グ ル ー プ・ボランティア 等の育成	市民会館・公民館や子ども家庭支援センター、また身近な子育て広場などを利用し、活動している子育てグループや子育てボランティアの育成に努めるとともに、各種団体や関係者のネットワーク作りを図ります。	充実	子育て支援課 市民会館・公民 館

施策の方向 子どもの居場所の確保

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
10	児童センターの 充実	子育て支援の拠点施設として、情報提供や相談、多世代間の交流の場等の機能を持つ児童センターについて、子どもの意見等を取り入れながら事業を展開します。	充実	社会教育課
11	図書館の充実	インターネットの活用による利用機能等の 充実や学習室の整備等を図り、子どもたちが 利用しやすい図書館をめざします。	充実	市民図書館
12	市立会館等を利 用した子ども向 け講座の開催	市立会館等を活用し、子どもの学習機会の 充実や居場所づくりを図ります。	新規	スポーツ振興 課 社会教育課
13	地域子ども教室 推進事業	学校等の校庭や教室で放課後や週末の時間 を利用して、体験活動や地域住民との交流活 動を行います。	新規	スポーツ振興 課 社会教育課
14	公園、児童遊園等 整備の充実	子どもが遊びや自然とのふれあいを通して、健康でのびのびと成長できるよう、都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実を図り、健全で安全な遊びの場を提供します。また、管理・運営についても親や子どもがかかわる遊び場(プレイパークなど)の設置について検討し、子どもが遊びを通して創造力やたくましさを高めることを支援します。	充実	管理課 子育て支援課 社会教育課

施策の方向 子育て家庭への経済的支援

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
15	児童手当支給事 業	小学校3学年修了前までの子どもを養育し ている方に手当を支給します。	継続	子育て支援課
16	乳幼児医療費の 助成	義務教育就学前までの子どもについては、 その子の保険診療医療費の自己負担金(入院 時の食事代を除く)を助成します。また、所 得制限撤廃については、段階的に拡大を図り ます。	充実	子育て支援課
17	幼稚園等への就 園補助	3、4、5歳児を幼稚園に通園させている 保護者に対し、課税状況に応じて補助金を支 給します。	継続	子育て支援課
18	就学援助事業	小・中学校に在学している児童・生徒に対して、収入状況に応じて学用品費、給食費などの費用を助成します。	継続	学務課
19	おむつ用ごみ袋 の配布	おむつを利用する家庭に対して、おむつ用 ゴミ袋を無料で配布します。	継続	清掃課

主要課題(2)要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

現状と課題

近年、児童虐待の件数は増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。その背景には、 親の子育て知識や経験の不足から来るストレスや育児ノイローゼ、経済問題など、様々な要 因が働いているといわれています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

本市では、平成15年度に「昭島市児童虐待防止連絡協議会」を設置しており、引き続き児童虐待の防止と早期発見、子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える「危機的状況にある家庭」に対し、家庭全体を総合的に支援していく体制づくりが必要です。

ひとり親家庭等については、近年、離婚件数の増加により、母子家庭、父子家庭などが年々増える傾向を示しています。母子家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く母親が多いため、経済的に恵まれないケースが少なくありません。一方、父子家庭の場合、経済的には母子家庭より恵まれているものの、家事や子育てに不慣れなため問題が生じています。今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、経済的支援、生活支援、就労支援、支援策に関する情報提供や相談体制等を充実していくことが課題です。

障害のある子どもを抱える家庭においては、子どもの介護のために重い負担を背負っている人が少なくありません。また、子どもの療育や、子どもと健常児の交流などの面でも、様々な問題に直面しています。

障害のある子どもについては、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、機能訓練を充実させ、社会的自立を支援していくことが課題です。さらに、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、現場職員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

施策の方向 児童虐待防止と被虐待児や家庭への支援

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
20	児童虐待防止連 絡協議会の充実	深刻な社会問題となっている児童虐待に対応するため、福祉関係者、教育委員会、学校、 児童相談所、保健所、警察署など関係機関が 連携・協議し対応を図ります。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
21	家庭訪問相談事業	育児ノイローゼや子どもの引きこもりなど 養育上の問題を抱えている家庭を把握し、支 援が必要と判断した場合は、専門員を派遣し 相談等を行う事業を実施します。	新規	子育て支援課
22	虐待対策ワーカ ーの導入	虐待などで危機的状況にあると思われる家 庭に対応するため、子ども家庭支援センター に虐待対策ワーカーを配置します。	新規	子育て支援課
23	里親制度への支 援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制 度について児童相談所と連携を図ります。	継続	子育て支援課

施策の方向 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
24	児童扶養手当支 給事業	離婚等により18歳の年度末までの子どもを 養育している母または養育者に手当を支給し ます。	継続	子育て支援課
25	児童育成手当支 給事業	父または母が死亡、離婚等により 18 歳の年 度末までの子どもを養育している母、父また は養育者に手当を支給します。	継続	子育て支援課
26	ひとり親家庭等 医療費助成	18 歳の年度末までの子どもを養育している ひとり親家庭等に対し、保険診療医療費の自 己負担金(入院時の食事代を除く)の一部ま たは全部を助成します。	継続	子育て支援課
27	母子生活支援施 設事業	子どもの福祉に欠ける母子家庭の母親と子 どもを母子生活支援施設に入所させ、経済的 自立と生活の安定を支援します。	継続	子育て支援課
28	ひとり親家庭相 談事業	ひとり親家庭の悩みを解消するため、母子 自立支援員等による相談を実施します。	継続	子育て支援課
29	母子福祉資金貸 付事業	母子家庭の方の経済的自立の助成と、生活 意欲の助成を図り、その子どもの福祉を増進 するため、各種資金の貸し付けを行います。	継続	子育て支援課
30	ひとり親家庭ホ ームヘルプサー ビス事業	一時的な病気などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、日常生活の家事等必要な援助を行います。	継続	子育て支援課

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
31	上下水道料金の 減免	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、上下水道基本料金の減免を行い ます。	継続	生活福祉課 子育て支援課
32	ごみ処理手数料 の免除	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、有料ごみ袋の無料配布を含め、 ごみ処理手数料を免除します。	継続	清掃センター 子育て支援課 生活福祉課
33	自転車等駐輪場 の使用料等の免 除	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、自転車等駐輪場の使用料等を免除します。	継続	管理課 子育て支援課 生活福祉課

施策の方向 障害児施策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
34	学童クラブへの 障害児受入	学童クラブへの障害児の受け入れに努めま す。	継続	社会教育課
35	交流教育	障害のある児童・生徒と、障害のない児童・ 生徒の相互理解を促進するため、運動会、発 表会などさまざまな機会をとらえ、可能な限 りともに学び、ともに育つことができる交流 教育を推進します。	継続	指導室
36	通級指導学級整 備事業	障害があっても特別な指導があれば、通常 学級での生活が可能な児童・生徒への援助の ため、発達障害児などを対象とした通級指導 学級を行います。	継続	学務課
37	心身障害教育	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や 能力が最大限に伸ばせるよう、関係諸機関と も連携を図りながら、個別指導を重視した心 身障害教育を行います。	継続	指導室
38	就学相談・指導の 充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。	充実	学務課
39	支援費デイサー ビス事業	在宅の心身障害者(児)に対し、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう通所により、機能訓練等のサービスを提供します。	継続	生活福祉課
40	支援費居宅介護 事業	心身障害者(児)のいる家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営むために 必要なサービスを提供します。	継続	生活福祉課
41	支援費短期入所 事業	心身障害者(児)を介護している保護者等 が疾病、冠婚葬祭等の事由により介護が困難 となった場合に一時的に施設に保護します。	継続	生活福祉課

基本目標 2

仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

主要課題(1) 保育サービス・放課後児童保育サービスの充実 施策の方向 保育サービスの充実

- 施策の方向 放課後児童保育サービスの充実

主要課題(2) 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向 企業への働きかけ

施策の方向就職・再就職への支援の充実

主要課題(3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

施策の方向 男性を含めた働き方の見直し

施策の方向 男性の子育て参加の促進

主要課題(1)保育サービス・放課後児童保育サービスの充実

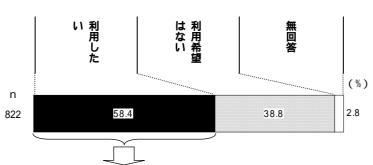
現状と課題

本市では、0~5歳の児童数が増加するとともに、保育所の入所児童の割合(入所児童数 ÷ 就学前児童数)も年々増加し、その他の保育サービスへのニーズも高まりつつあります。

就学前児童保護者のニーズ調査をみても、平日の保育サービスの利用希望は 58.4%と多数を占めており、そのうち 7 割強が認可保育所を希望しています。また、利用希望者の理由としては、「現在就労している」が 50.6%と最も多いものの、「そのうち就労したいと考えている」(19.8%)や「子どもの成長のために良いと考えているから」(14.4%)など、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています(図 4、図 5、図 6)

今後は、子どもの幸せを第一に、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮しながら、通常保育のほか、延長保育、病後児保育、一時保育、さらには学童クラブなどより一層の保育サービスの充実を図り、保護者の多様なニーズに対応していく必要があります。

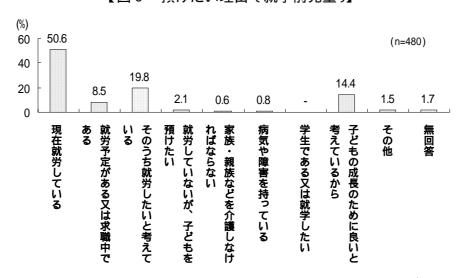
【図4 平日の保育サービスの利用希望〔就学前児童〕】



【図5 主な希望サービス〔就学前児童〕】 (%) 71.7 80 (n=480)60 40 19.8 20 2.5 1.5 1.7 8.0 1.0 0.6 0.4 施設をの他認可外保育 幼稚園 又は家政婦 家庭福祉員 ファミリー・ 認証保育所 (保育ママ **事業所内保育所** ベビーシッ

資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 16年)

【図6 預けたい理由〔就学前児童〕】



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成16年)

施策の方向 保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
42	保育施設の整備	保育の安全確保及び市民ニーズの多様化に 対応するため、老朽化した保育施設の整備を 図ります。	継続	子育て支援課
43	保育園の定員数 の拡大	待機児童解消のため、分園の新設および既存施設の有効活用などにより、保育園の定員の拡大を図ります。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
44	延長保育の充実	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化 に対応できるよう、保育時間の延長及び延長 保育実施園の拡大を図ります。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
45	一時保育の充実	保護者の就労形態等により、家庭における 育児が継続的に困難となったり、保護者の疾 病・入院・リフレッシュ等により、一時的に 保育が必要な場合に対応できるよう、一時保 育の充実を図ります。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
46	園児の健康管理	定期的に身体測定、健康診断等を行い、園 児の発育・発達の状況を把握し、家庭との連 携を図りつつ、健康の増進に努めます。	継続	子育て支援課
47	保育園・幼稚園に おける地域・世代 間交流	老人ホームへの訪問や園での運動会など各種行事を通じて、子どもと高齢者などの交流 を図ります。	継続	子育て支援課
48	病後児保育の充 実	病気回復期等の集団保育が困難な期間、医療機関で子どもを預かる病後児保育を地域性 も考慮しながら充実に努めます。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課
49	ショートステイ 事業の充実	保護者が病気などにより、12歳未満の子どもの養育が出来ない場合に、数日間預かるショートステイの充実に努めます。	充実 (数値目 標事業)	子育て支援課

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
50	トワイライトス テイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かり、夕食や入浴の世話等を行うトワイライトステイ事業を実施します。	新規 (数値目 標事業)	子育て支援課
51	休日保育	保護者の就労形態等の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	新規 (数値目 標事業)	子育て支援課
52	統合保育事業	障害のある子どもとない子どもが、日常の 保育を通して、お互いの理解を深め協力しな がらともに育っていけるよう、統合保育の推 進に努めます。	継続	子育て支援課
53	育児支援家庭訪 問事業	出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、ヘルパー などを派遣します。	新規 (数値目 標事業)	子育て支援課
54	訪問型一時保育 事業	保護者の病気等により、緊急・一時的に保育が必要となる就学前児童を対象に、自宅に保育士等を7日以内で派遣する事業を実施します。	新規 (数値目 標事業)	子育て支援課
55	認証保育所事業	東京都が認証した施設で、小規模で低年齢 児を対象に保育する認証保育所事業を実施し ます。	新規 (数値目 標事業)	子育て支援課

施策の方向 放課後児童保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
56	学童クラブ施設 の充実	児童の保護と健全な育成を図るため、老朽 化した学童クラブ棟を改築するなど整備を図 ります。	充実	社会教育課
57	学童クラブ定員 数の拡大	小学校低学年児童を対象とした学童クラブ 事業について、市民ニーズの動向を踏まえな がら、定員数を拡大し、待機児童の解消に努 めます。	充実 (数値目 標事業)	社会教育課
58	幼稚園における 預かり保育の充 実	幼稚園において、通常教育時間終了後の園 児の預かり保育事業を行います。	継続	子育て支援課

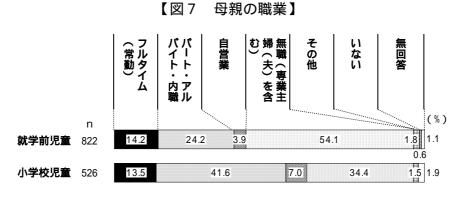
主要課題(2)仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

ニーズ調査によると、現在就学前児童を持つ母親の 42.3%、小学校児童を持つ母親の 62.1%が、何かしら仕事をしながら子育てをしています(図7)。しかし、育児休業制度が実施されてからかなりの期間が経過しましたが、職場でこの制度を利用しづらい雰囲気があること、休業中の給与保障が十分でないこと、また、男性の取得者がほとんどいないなどの問題があり、働きながら子どもを育てている人にとっては、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに十分時間を割くことができるような環境がいまだ整っていません。

これからは、子育て中の男女が仕事と子育てを両立できるように、育児・介護休業法など 関連法制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう事業者へ働きかけることが重要です。

また、結婚・妊娠・出産のため一時仕事をやめ、子育てが終わってから再び就労するという女性が多くなっていますが、採用年齢の限界に加え、変動の激しい社会の中では、以前身につけていた知識や技術では、新たに就職することが困難になっています。そのため、再就職を希望する女性に対して、職業能力の開発の場を設けるとともに、就労情報を提供するなど、女性の就職・再就職を支援していくことも必要です。



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 16年)

施策の方向 企業への働きかけ

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
59	就労環境改善のための要請活動	女性の就労環境の改善を図るため、雇用機 会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の 普及などについて、国や都との連携を図りな がら地元企業に要請します。	要請	企画政策室 生活コミュニ ティ課
60	育児休業法普及 啓発	育児・介護休業法の一部改正に基づき、男 女ともに利用しやすい仕組みの休業制度等の 見直しを企業に啓発します。	継続	企画政策室 生活コミュニ ティ課
61	事業所内保育施 設の推進	子育てしやすい環境を整えるため、勤め先 に保育室等を設置するよう企業に要請しま す。	要請	企画政策室 生活コミュニ ティ課
62	企業の地域への 貢献の推進	商店街(企業)や商工会に対して、各種イベントの開催時に子育て相談室の設置等の子育ての推進につながる催しに取り組むなど企業の地域への貢献について積極的に行うよう要請します。	要請	産業振興課

施策の方向 就職・再就職への支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
63	就労情報の提供	女性の自立や就労支援のため、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、情報の提供に努めます。	継続	企画政策室 生活コミュニ ティ課
64	就職・再就職のた めの職業研修の 充実	就職、再就職を希望する女性を対象とした 各種職業訓練や教室、講座などの充実につい て、国や都に要請します。	要請	企画政策室 生活コミュニ ティ課

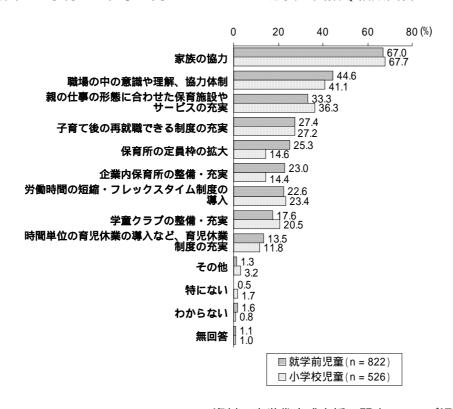
主要課題(3)男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

現状と課題

女性の社会参加が進む中、家事や育児に対する男性の意識が徐々に高まってきていますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。このような男女の家庭における責任のアンバランスを改め、男性も女性もともに仕事と子育てを両立させるためには、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが重要です。今後、事業主に対し、育児休業制度や年次有給休暇の積極的な取得、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入など、男女がともに仕事と子育てを両立しやすいような環境づくりが必要です。

一方で、男女がともに仕事と子育てを両立させるためには、育児に参加する父親の意識を 啓発することが重要です。ニーズ調査によると、就学前児童の保護者も小学校児童の保護者 も、子育てと仕事を両立させるために必要な支援として「家族の協力」が最も多くあげられ ており、父親の育児参加が求められていることが分かります(図8)。そのため、行政におい ては父親が育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報をより多く提供し、父親の 子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

【図8 子育てと仕事を両立させるために必要な支援(複数回答・3つまで)】



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 16年)

施策の方向 男性を含めた働き方の見直し

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
65	事業所への次世 代育成支援対策 推進法の周知・啓 発	次世代育成支援対策推進法の周知を図り、 子育て中の男性の就業時間への配慮、育児休 暇・看護休暇の取得の促進などを啓発します。	新規	企画政策室 生活コミュニ ティ課
66	昭島市男女共同参画プランの推進	男女がお互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる男女 共同参画社会の実現のため、男女共同参画プランの推進に努めます。	充実	企画政策室
67	男女が働きやす い環境づくりセ ミナーの開催	男女共同参画社会について、社会一般の認 識や理解を深めるとともに、職業人としての 自己啓発を図るセミナーを開催します。	新規	企画政策室 生活コミュニ ティ課
68	仕事と家庭の両 立を考えるセミ ナーの開催	育児・介護休業法の趣旨や内容についての 啓発を図るセミナーを開催します。	新規	企画政策室 生活コミュニ ティ課

施策の方向 男性の子育て参加の促進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
69	母親学級への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身につける機 会を提供するため、母親学級等への父親の参 加の促進に努めます。	継続	健康課
70	父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の 仕方など父親向けの育児情報を提供します。	新規	健康課
71	「父と子の遊び 講座」の実施	父親と子どもが遊びなどを通して、子ども とのふれあいの機会を持ち、父親の子育てへ の参加を推進することを目的にした講座を開 催します。	新規	市民会館·公民 館 社会教育課
72	男性の家事参加 促進のための啓 発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性 の育児休業の取得、また家事・育児等に積極 的に参加できるような社会環境を作るよう啓 発に努めます。	要請	企画政策室 生活コミュニ ティ課

基本目標3

子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

主要課題(1)

次代の親の育成

施策の方向 次代の親となるための学習環境の整備

主要課題(2)

学校等の教育環境の整備

施策の方向確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

施策の方向 信頼される学校づくり

施策の方向 幼児教育の充実

施策の方向 健全育成対策の充実

主要課題(3)

家庭や地域の教育力の向上

施策の方向家庭教育の充実

施策の方向 地域の教育力の向上

主要課題(4)

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向 環境の浄化

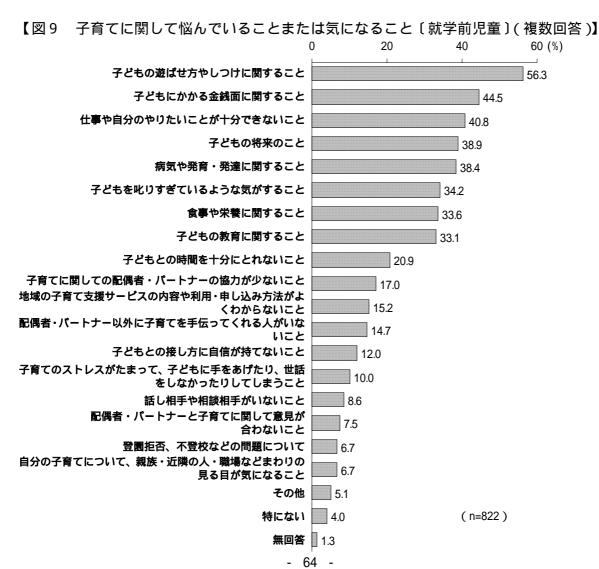
基本目標3 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

主要課題(1)次代の親の育成

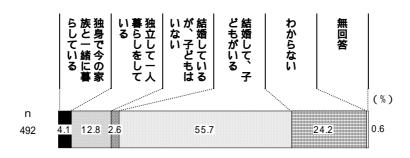
現状と課題

兄弟の数が少ない少子化社会の中で育った若い親たちは、近隣の子どもと接する機会も少ないため、以前と比べると育児にかかわる様々な体験が乏しくなっています。就学前児童保護者のニーズ調査をみても、子育てに関して悩んでいることまたは気になることで最も多いのは「子どもの遊ばせ方やしつけに関すること」で、56.3%と過半数の人が答えています(図9)。今後、若い親と子育てを経験した世代との交流を促進するとともに、育児にかかわる学習機会を提供していくことが必要です。

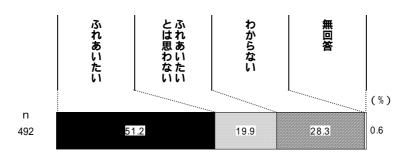
また、将来親となる中高生等に対しては、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みが重要です。ニーズ調査によると、12歳から17歳までの人の将来の家族像は、「結婚して、子どもがいる」が過半数を占めており(図10)、小さな子どもとのふれあいに対しても半数の人が「ふれあいたい」と答えています(図11)。次代を担う若者が家庭を築き、子どもを生み育てたいと思えるような環境づくりが課題といえます。



【図10 将来の家族像〔12~17歳〕】



【図 11 小さな子どもとのふれあいに対する意向〔12~17歳〕】



資料:次世代育成支援に関するニーズ調査(平成16年)

施策の方向 次代の親となるための学習環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
73	地域多世代間交 流事業	地域における育児力を高めるため、子育て 経験世代と子育て世代との交流を促進する事 業の推進を図ります。	充実	子育て支援課 社会教育課
74	育児関連講座	乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい 知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に 関する学習機会を提供します。	継続	健康課 市民会館·公民 館
75	乳幼児ふれあい ボランティア活 動	主に中学生を対象に、保育園の手伝いなど を通した乳幼児とふれあう活動を体験するこ とで、命の尊さを学べる機会をつくります。	新規	子育て支援課 指導室
76	児童の権利に関 する条約の周 知・啓発	広報紙等により、広く市民に対し、児童の 権利に関する条約の普及・啓発に努めます。	充実	子育て支援課 社会教育課

主要課題(2)学校等の教育環境の整備

現状と課題

本市教育委員会の学校教育における教育目標は、「学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもたちが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心を育み、個性を生かすための教育の推進」を掲げており、その実現に向けて取り組んでいます。

しかし、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、 学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身に付けることが重要と なり、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導など、学校教育のさらなる充実を図ること が必要です。

また、子どもが職場体験や乳幼児との交流を通じて成長できるよう、地域と学校との連携・協力による多様な体験の場、交流の場を提供することも重要です。

一方で、いじめや不登校により、学びたくても学べない児童・生徒や非行等の問題行動を起こす児童・生徒に対する適切な対応も必要とされています。これまでも、専門のカウンセラーの配置やいじめ 110 番、適応指導教室など、様々な悩みを持つ児童・生徒に対し相談事業や復学支援などを行ってきましたが、今後より一層きめ細かな対応が求められています。

施策の方向確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
77	メディア・リテラ シー教育の実践	インターネット上の情報を読み解き、自己表現し、活用するコミュニケーション能力を身に付けることができるよう教育します。	継続	指導室
78	情報化社会への対応	小・中学校の教育活動のさまざまな教科・ 領域において、コンピュータを利用した授業 が推進できるよう、新しい機能を備えたコン ピュータを配備します。	充実	教育委員会庶 務課 指導室
79	国際社会への対応	これから国際化社会の中で生きる子どもたちが、外国の文化や生活を知り、国際理解を深められるよう、英語をはじめとする外国語指導員を小・中学校に派遣します。	継続	指導室
80	体験的学習	福祉や環境問題など、子どもたちを取り巻く環境について小・中学校教育においても積極的に取り組む必要があります。 これらの学習形態としてボランティア活動や野外活動など、体験的学習を実施します。	継続	指導室

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
81	総合的な学習時 間の支援	特色ある学校づくりと関連を図り、各学校からのスクールプランの支援や資料提供などを通して、各学校の総合的な学習の時間の支援に努めます。	継続	指導室
82	道徳教育の時間の確保	道徳授業地区公開講座の充実をはじめとし、特別活動における体験活動等を通してより一層道徳教育の充実とその時間確保に努めます。	継続	指導室
83	体育・健康教育	各学校の教育課程の中で、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を 培われるよう全体計画を作成し行います。	継続	指導室
84	国内交流事業(岩 手県岩泉町)	豊かな自然やそこに住む人々との様々な交流や体験を通して、心豊かな人間性を育むため、子どもの交流事業を小学校高学年を対象に実施します。	継続	社会教育課
85	子ども読書活動 推進事業	子ども読書まつり、お話会、夏休み読書感 想文コンクールなどを行い、子どもの読書へ の関心を高めるための事業を推進します。	充実	市民図書館 指導室

施策の方向 信頼される学校づくり

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
86	開かれた学校づ くり	保護者や地域に開かれた学校づくりを進め、授業をはじめ各学校の特色ある教育活動などを公開し、学校からの情報の発信に努めます。 また、地域の人たちの持つ知識や経験などの地域の教育力を、積極的に学校の授業をはじめとする教育活動に生かす取り組みを行います。	充実	指導室
87	確かな学力の定 着	各学校の学力向上推進プランを支援すると ともに、指導方法の工夫改善にも努めます。	充実	指導室

施策の方向 幼児教育の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
88	保育園・幼稚園と 小学校との連携 の推進	卒園後スムーズに小学校生活が送れるよう に、保育園・幼稚園と小学校の連携を推進し ます。	充実	指導室 子育て支援課
89	体力づくりの強 化	園児の体力づくりを推進するため、あそび 時間等を増やすよう保育園・幼稚園に要請し ます。	充実	子育て支援課

施策の方向 健全育成対策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
90	スクールカウン セリング事業の 充実	小・中学生が身近なところで、いろいろな問題について気軽にカウンセリングが受けられるよう、スクールカウンセラー、学校教育相談員等の事業整備を図ります。	充実	指導室
91	健全育成に関する学校・地域・関係機関のネットワークの整備	子どもの健全育成にかかわる学校・地域・ 関係機関が相互に理解を深め連携を強化する サポートチーム等の取り組みを推進します。	充実	指導室
92	教育相談室の充 実	進路、不登校、いじめなどの問題に対し、 小・中学生ができるだけ早く悩みを相談し、 解消できるよう教育相談、いじめ相談 110 番 を実施します。	充実	指導室
93	適応指導教室の 充実	もくせい教育相談室に開設している不登校の中学生を対象にした適応指導教室を小学生までに拡大し、学校との連携をさらに密接にしながら、不登校の解消を図ります。適応指導教室のカリキュラム改善にも努めます。	充実	指導室
94	子ども権利相談 室(仮称)の設置	いじめ・体罰・虐待等の子どもの権利の侵害に対しての相談窓口として、子ども自身が安心してかつ容易に相談できる場所を設けます。	新規	子育て支援課 社会教育課

主要課題(3)家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本的条件です。

少子化の中で育った現在子育て中の若い親は、総じて育児につながる経験に乏しく、また 身近に子育てについて助言や援助をしてくれる人も少なく、子育てに自信が持てず、様々な 不安や悩みを抱える親が増加しています。そして、適切な対応が取れないまま孤立してしま い、極端な場合、児童虐待や家庭内暴力などにつながる恐れもあります。

また、子育てに無関心な親がいる一方で、子どもに対する過剰期待、過干渉、過保護により、子どもの自発性が損なわれるケースも見受けられます。

今後は、親に対して、子どもに対するしつけや生活習慣の見直しを含め、家庭における子育ての重要性を再認識させるとともに、子どもの成長に応じて子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが必要です。

また、子どもが健やかに成長するためには、家庭のみならず、地域の人々との交流活動も 重要です。今後は、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して 地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりが求められます。

施策の方向家庭教育の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
95	家庭教育講座の 開催	子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり 方や安心して子どもを育てることができる地 域社会などについて学ぶため、専門的知識や 経験の豊富な講師を招き、講座等を開催しま す。	充実	市民会館·公民 館 社会教育課
96	家庭でのしつけ の見直し、啓発	家庭で子どもに対して行われている「しつけ」・「生活習慣」等を見直し、家庭における子育て機能の回復を図るよう啓発します。	充実	子育て支援課
97	親子のきずなを 深める施策の推 進	親と子どもがふれあう機会や子どもと地域 の人との交流事業等の活動を推進します。	充実	社会教育課 子育て支援課
98	早寝早起きの推進	睡眠時間が子どもの体・心の発達に大きな 影響を与えるため、子どもの早寝早起きを励 行するよう啓発します。	充実	指導室 子育て支援課

施策の方向 地域の教育力の向上

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
99	青少年フェステ ィバル	青少年の健全育成を図るため、企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重しながら、子どもたちの文化、芸術活動などの発表の場として青少年フェスティバルを開催します。	継続	社会教育課
100	各種スポーツ・レクリエーション 大会・教室の開催	子どもの健康の維持・増進を図るため、親子水泳教室をはじめ、体操教室、テニス教室などのスポーツ・レクリエーション活動を行います。	継続	スポーツ振興課
101	各種サークル活 動の育成	地域の中で行われている各種サークル活動 を通じて、青少年の健全な心身の育成を図る ため、組織・団体等の育成を図ります。	継続	社会教育課スポーツ振興課
102	青少年とともに あゆむ地区委員 会の育成	子どもとふれあいながら、青少年の健全育 成活動を行う青少年地区委員会の育成や活動 の支援に努めます。	継続	社会教育課
103	あいさつ運動の 推進	地域・学校等を中心に行われている「あい さつ運動」をより大きな運動へと推進します。	充実	社会教育課
104	子どもボランティア活動の推進	子どもの健全育成をめざし、地域づくりを 推進するボランティアの養育・育成を図るた め、子どもたちが気軽にボランティア活動が できるよう、保護者の方と一緒に体制づくり を支援します。	充実	指導室 福祉推進課
105	ジュニアリーダ ー講習会	野外活動や集団活動における基本的な知識と技術を身につけ、地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を実施するとともに、活躍の場を提供します。	継続	社会教育課
106	子ども議会	子どもたちの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、地域社会への関心を高めるため、子ども議会を開催します。	継続	秘書広報課

主要課題(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

街中の一般書店やコンビニエンスストアなどで販売される雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等、さらにテレビやインターネット等のメディア上における性や暴力等に関する内容の有害情報は、以前よりも簡単に子どもの手の届きやすい状況にあり、子どもに対する悪影響が大変懸念されています。

今後はこのような状況を改善するため、関係機関、学校、家庭、地域社会が相互に連携・協力して、有害環境を排除し、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向 環境の浄化

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
107	不健全図書の排 除運動の推進	自動販売機、コンビニエンスストア等にある不健全図書の排除をめざし、地域の方々と協力しながら運動を進めます。	充実	社会教育課
108	違法看板撤去協 力員制度の推進	違法立看板等の撤去について、地域の方々 にお願いしている協力員制度を推進します。	継続	管理課
109	メディアにおけ る有害情報の排 除運動の推進	テレビ、インターネット、携帯電話等のメ ディア上において、性や暴力等に関する内容 について規制する運動を推進します。	継続	社会教育課

基本目標4

親と子の健康を育む環境づくり

主要課題(1) 親と子の健康の維持・増進

施策の方向 親と子どもの健康づくりと疾病予防

施策の方向 妊娠・出産・育児への支援

- 施策の方向 食育の推進

主要課題(2)

医療サービスの充実

施策の方向 小児医療の充実

施策の方向 不妊治療に対する支援

主要課題(1)親と子の健康の維持・増進

現状と課題

子どもが健やかに生まれ育っていく上で、親と子の心身の健康は不可欠な要素です。

子どもを産み育てる環境は、少子化、核家族化、女性の社会進出、地域社会とのかかわり の希薄化、育児不安の増大、児童虐待やいじめなど育児環境は大きく変化しています。

そのため本市では、平成 15 年に第 2 次昭島市母子保健計画(平成 16~18 年)を策定し、保健センターが拠点となって、安心して子どもを産み育てられるまちをめざし、母子保健事業を推進しています。

今後も、妊娠・出産、乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、健康診査や相談・ 指導等の充実が必要です。

さらに、健康な生活を送るには、食事に対する配慮が不可欠です。食育の推進は、生活習 慣病予防のみならず、子どもの心身の健康を確保する上で、重要な施策であり、「食」に関す る学習機会や情報を提供することが重要です。

施策の方向 親と子どもの健康づくりと疾病予防

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
110	休日、夜間診療	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対す る医療を確保するため、休日応急診療、休日 準夜応急診療、休日歯科応急診療を行います。	継続	健康課
111	健康相談体制の 充実	母と子の健康について気楽に相談できるよう、医師や保健所との連携により、相談体制 の充実を図ります。	充実	健康課
112	健康教室・講演会 の開催	保護者の健康の維持・増進のため、健康に ついての正しい知識を身につけられるよう、 各種教室、講演会を開催します。	充実	健康課
113	予防接種事業	感染の恐れのある疾病の予防及び蔓延防止 のため、予防接種法に基づき実施します。ま た、結核の感染や発病を予防するため、結核 予防法に基づき実施します。	継続	健康課
114	思春期保健事業 の推進	思春期における心及び体の問題等につい て、相談体制の確立に努めます。	充実	健康課

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
115	妊産婦·新生児訪問指導	乳幼児に対しての育児不安の解消、育児上 必要事項、日常生活等について、委託訪問指 導員または市保健師が家庭訪問し、適切な指 導・助言を行います。	充実	健康課
116	乳幼児健康診査 事業	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害などの早期発見と保護者への適切な指導を行うため、3~4か月児、6~7か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を行います。	継続	健康課
117	妊産婦健康診査 事業	妊産婦の健康を守るため、妊娠中及び3~4か月児健康診査時に母親(産後6か月以内の産婦)に対して、必要に応じ適切な指導を行います。	継続	健康課

施策の方向 妊娠・出産・育児への支援

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
118	乳幼児健康診査 経過観察事業	乳幼児健康診査等で経過観察が必要とされた乳幼児に対し、主として発育面での経過を追い、その健全な育成と異常の早期発見に努めます。	継続	健康課
119	乳児精密健康診 査事業	集団健診や健康相談及び医療機関での健診で、診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し受診票を交付し、 委託医療機関で実施します。	継続	健康課
120	乳幼児発達健康 診査事業	運動発達遅滞・精神発達遅滞等が疑われる 乳幼児に対して、小児神経学の立場から発達 に重点をおいた健診を行い、疾病の発見、早 期療養を実施し継続的な指導を行います。	充実	健康課
121	乳幼児歯科相談 事業	乳幼児の口腔の健全な発育を促し、心身の 健康増進を図るため、継続的な健診・指導・ 予防処置等を行い、歯科保健に関する不安・ 悩みに応えます。	継続	健康課
122	虫歯予防検診事 業	6月の「歯の衛生週間」に、う蝕及び口腔 疾患の早期発見・早期治療、予防の啓発を目 的に実施します。	継続	健康課
123	母親学級	主に初産の妊婦及びその配偶者を対象に、 妊娠中の健康管理・栄養面や出産・新生児の 保育について、講義と指導を行います。	継続	健康課

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
124	両親学級	両親を対象として、育児の知識・技術や家庭内における子どもの事故防止対策などを教える両親学級を行い、楽しく・安心して子育てできるよう指導します。	継続	健康課
125	育児相談の充実	育児不安等のある保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・保育士・歯科衛生士が育児相談を行います。 また、子育て中の親の孤立を防止するために、市立会館等において巡回育児相談も行います。	継続	健康課
126	若年齢出産者に 対するケア体制 の推進	10 代で出産する母親に対して、妊娠、出産、 育児、制度等、子育て全般に渡り支援を行い ます。	充実	健康課
127	心理相談(心理経 過観察)体制の充 実	健診や電話相談、育児相談等の中から、心理面の経過観察が必要とされた子どもを対象に、専門家による心理相談を行います。	充実	健康課
128	2 歳児健やか支 援教室	2歳児とその保護者を対象に、2歳児の特徴やその対応方法について、ミニ講座、各専門員による相談を行います。	新規	健康課

施策の方向 食育の推進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
129	食育事業の推進	自立的に食生活を営む力を育てるため、親子ともに食に関する学習会や食事作り等の体験教室の充実を図ります。	充実	健康課
130	離乳食講座	グル・プワ・ク等により、乳幼児や保護者 の望ましい食生活の普及を図るため、離乳食 の講話、試食、相談を行います。	継続	健康課

主要課題(2)医療サービスの充実

現状と課題

親にとって、子どもが健やかに育つことが一番の願いであることはいつの時代も変わりがありません。しかし、子育て経験の少ない親にとっては、子どもの発育や病気についての知識が乏しいため、適切な判断ができない場合が多々見受けられ、そのことに不安を持つ親が多くいます。

小児医療では、疾患の診断や治療だけにとどまらず、子どもの発育、発達を評価し、育児 に関する相談を行うことも求められています。今後は、子どもが健やかに生まれ、育つため に、子どもが緊急時に安心して受診できるよう小児救急医療体制を推進するとともに、子どもの健康に関する相談体制を充実していくことが重要です。

また、不妊治療については、都や関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを整備する必要があります。

施策の方向 小児医療の充実

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
131	小児救急医療体 制の充実	都及び医療機関と連携し、小児救急医療体 制の充実を図ります。	充実	健康課
132	未熟児訪問指導 事業	未熟児で出生した子どもの健康について、 適切な訪問指導等を行える体制を整えます。	新規	健康課
133	子ども健康電話 相談	子どもの緊急な病気等について、電話など で相談できる体制の充実に努めます。	充実	健康課

施策の方向 不妊治療に対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
134	不妊治療に対す る情報の提供体 制の整備	不妊治療を実施している医療機関及び治療 に関する情報や不妊治療費の助成制度につい ての案内等を提供する体制を整備します。	新規	健康課

基本目標5

子育てしやすい安全・安心なまちづくり

主要課題(1) 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 良質な住宅の確保

施策の方向 良好な居住環境の確保

施策の方向 安全な道路交通環境の整備

施策の方向 安心して子育てできる環境の整備

主要課題(2) 子ども等の安全の確保

・施策の方向 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策の方向 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策の方向被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標5 子育てしやすい安全・安心なまちづくり

主要課題(1)子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、子どもや子ども連れの親が安心して生活できる環境が必要です。しかし、日本の現状は、住環境や道路環境、公園などの施設が先進国に比べると遅れ、ストレスを感じながらの生活を余儀なくされています。

住環境については、それぞれの家庭が各々のライフスタイルに合わせて子育て生活を営む ことができるように、子育てしやすい住居の整備が求められています。

また、道路や施設については、妊産婦やベビーカー、乳幼児を連れて歩く人など、すべての人が安心して外出できるよう、段差の解消や子どもとの利用を想定したトイレの設置など、バリアフリー化を進めることが重要です。

今後、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯が安心して利用できる公共施設などの設備改善を促進することが課題といえます。

施策の方向 良質な住宅の確保

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
135	優良な賃貸住宅 の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度の紹介を行います。	要請	都市計画課

施策の方向 良好な居住環境の確保

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
136	子育てに配慮し た住居の整備	子どもがのびのびと生活でき、子育てのしやすい住居環境の整備について、国や都など、 関係機関に要請します。	要請	都市計画課

施策の方向 安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
137	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備を行います。また、歩車道分離道路の整備についても推進します。	充実	建設課
138	街路灯の整備	安全を確保するため、街路灯を整備します。	継続	管理課

施策の方向 安心して子育てできる環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
139	市内危険箇所の把握・周知・解消	子育て支援施設の室内環境をはじめ、交通・防犯・自然環境等すべての分野における 危険な所を把握し、その危険箇所を市民に周 知し、解消に努めます。	充実	子育て支援課 生活コミュニ ティ課 防災課 管理課
140	アダプト制度の 推進	児童遊園、都市公園、子どもの広場などの 公園の管理について地域の方々が清掃・管理 等行うアダプト制度を推進します。	充実	管理課 子育て支援課 社会教育課
141	公共施設の緑化 と花いっぱい事 業	緑豊かなゆとりある環境をつくるため、公 共施設の緑化や駅周辺などに草花の植栽等を 進めます。	充実	環境課
142	遊具等の安全点 検の強化	定期的に行っている遊具等の定期点検につ いて、回数を増やす等強化を図ります。	充実	管理課
143	福祉のまちづく りの推進	子育てしやすい環境づくり(子育てバリアフリー)をはじめ、昭島市全体におけるバリアフリー化を推進するため、「ハートビル法」や「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえて、だれにもやさしいまちづくりを基本理念とした福祉のまちづくりを推進します。	継続	福祉推進課
144	駅施設の整備	子どもや障害のある人など、すべての市民が利用しやすい駅とするため、鉄道事業者など関係機関と連携を図り、エレベーターなどの整備に努めます。	充実	基地涉外担当

主要課題(2)子ども等の安全の確保

現状と課題

子どもが交通事故や犯罪などに遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。しかしながら、不幸にも犠牲になる子どもの数は少なくありません。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進する必要があります。また、子どもが交通事故被害に遭わないためには、幼少時からの交通安全教育を推進し、自ら身を守る意識を育てることも重要です。

また、子どもが犯罪等の被害に遭うことのないよう、防犯体制や防止運動を推進するとと もに、犯罪から子どもを守る活動を行政、地域、学校、警察とが協働して進め、安全・安心 なまちづくりを推進していくことが課題といえます。

施策の方向 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
145	交通安全教室の 開催	子どもたちを交通事故から守るため、保育 園、幼稚園、小・中学校等で、交通安全教室 を開催します。	継続	指導室 子育て支援課
146	交通安全運動の 推進	団体及び地域の方々が行っている交通安全 運動を推進します。	充実	管理課
147	子ども安全パト ロールの推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連 携したパトロール活動を推進します。	継続	指導室 社会教育課

施策の方向 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
148	防犯講習会の開 催	公民館等において地域における防犯講習会 を開催します。	継続	生活コミュニ ティ課
149	非行防止・更生の 支援ネットワー クの構築	地域において非行防止等の活動を行っている各種団体間のネットワークを作り、非行や 犯罪のない街づくりをめざします。	新規	生活コミュニ ティ課 福祉推進課
150	街頭補導活動の 推進	街頭補導活動等による問題行動児童の早期 発見及び非行の未然防止に努めます。	継続	社会教育課 指導室
151	防犯体制の充実	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関 と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	充実	生活コミュニティ課

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
152	薬物乱用防止運 動の推進	各種団体からなる協議会を活用し、防止運 動を推進します。	充実	健康課
153	社会を明るくす る運動の推進	犯罪を予防し、犯罪のない明るい社会を築くため、広報・啓発活動をはじめ各種イベント・落書き落としなどの活動を通して運動を推進します。	充実	福祉推進課
154	ピーポくんの家 の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための 「ピーポくんの家」を推進します。	充実	指導室
155	不審者対応マニュアルの作成	児童・生徒の安全管理を図るため、不審者 対応マニュアルを作成し、小・中学生に配布 します。	新規	指導室
156	セーフティ教室 の開催	社会的な善悪の判断や社会生活上のルールを身に付けるとともに、危険予知・回避能力を養い、犯罪を起こさない・犯罪に巻き込まれないよう、態度を育成するための教室を開催します。	継続	指導室

施策の方向 被害に遭った子どもの保護の推進

事業番号	事業名	事業の内容	今後の 方向	所管課
157	被害に遭った子 どもの心のケア 体制づくり	被害に遭った子どもへの心のケアに取り組 みます。	充実	指導室 子育て支援課

第5章 計画の推進体制

1.推進体制の整備

(1)庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携を必要とするため、計画策定の際に設置した「次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会」を引き続き組織し、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健センター、保健所、教育機関、警察など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2)計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点 検し、計画の着実な推進をめざします。

(3)「昭島子ども条例(仮称)」制定の検討

子どもの幸せと健やかな成長を図るため、市全体の取り組みの姿勢をより明確にするとともに、地域社会が一体となって子どもの育成に主体的にかかわることをめざした「昭島子ども条例(仮称)」の制定について、市民代表者や学識経験者、福祉及び教育の関係機関・団体等で構成される「児童福祉審議会」で検討を進めます。

2.市民との協働

(1)市民との協働体制の構築

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、 事業ごとに特性を考え、市民(地域)と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配 慮していきます。

また、子どもにかかわる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

一方、行動計画の実施状況の把握・点検をするとともに、相互の情報交換、市 民と市の協働体制の強化を図るため、新たに市民参加による「次世代育成支援行動 計画推進協議会」を設置します。

(2)計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ、意見交換会等により、広く市民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

第6章 資料編

昭島市次世代育成支援行動計画ニーズ調査

本市では、行動計画を策定するにあたって、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するため、平成16年2月~3月にかけてニーズ調査を実施しました。 調査の概要は次のとおりです。

1 調査設計

調査区分	対象	対象数	対象の抽出
就学前児童調査	就学前児童のいる家庭	1,200人	住民基本台帳からの無作 為抽出
小学校児童調査	小学校児童のいる家庭	800 人	同上
青少年意識調査	12 歳から 17 歳までの 男女個人	1,000人	二
子育てグループ ヒアリング	市内で活動する子育て グループ	11 団体	

2 調査方法と調査期間

調査区分	調査方法	調査期間
就学前児童調査	郵送配布・郵送回収	平成 16 年 2 月 26 日~ 3 月 10 日
小学校児童調査	同上	同上
青少年意識調査	同上	同上
子育てグループ ヒアリング	面接によるグループヒ アリング	平成 16 年 3 月 11 日~ 3 月 25 日

3 回収結果

調査区分	標本数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,200	822	68.5%
小学校児童調査	800	526	65.8%
青少年意識調査	1,000	492	49.2%
子育てグループ ヒアリング	-	11	-

昭島市次世代育成支援対策地域行動計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 昭島市の地域事情及び地域住民の意見を反映した昭島市次世代育成支援対策地域 行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、昭島市次世代育成支援対策地 域行動計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 行動計画の策定に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。
 - (1)学識経験のある者 5人以内
 - (2)教育にかかわる者 3人以内
 - (3)児童福祉にかかわる者 3人以内
 - (4)健康医療にかかわる者 2人以内
 - (5)児童福祉審議会等の市民公募の者 3人以内
- 2 委員の任期は、行動計画策定までとする。
- 3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、協議会の議長となる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成 10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協 議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に 定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月26日から実施する。

昭島市次世代育成支援対策地域行動計画協議会委員名簿

自 平成 16年2月1日 至 行動計画策定まで (順不同)

氏 名	所属団体等
岡本 富郎	明星大学教授
岩崎 好亮	元福生市学校教育部長
神谷 勝	(株)タチエス
佐藤 陽子	拝島第三小学校臨床心理士
森田 忠夫	青少年問題協議会副会長
石川 献之助	昭島幼稚園長
清水 裕一	昭和中学校長
依田 雅枝	玉川小学校長
奥積 アイ	のぞみ保育園長
豊岡 敬	立川児童相談所長
平岡 聖子	主任児童委員
木内 巻男	昭島市医師会
田中修子	多摩立川保健所専門副参事
大嶽 貴恵	児童センター運営委員会市民委員
小松 美佐子	児童福祉審議会市民委員
鶴田 彪	児童福祉審議会市民委員

会長 副会長

昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 昭島市における次世代育成支援対策地域行動計画(以下「行動計画」という。)を 策定するため、昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会(以下「委員 会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 行動計画の策定に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員の構成は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、 説明または意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月26日から実施する。

昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	職名
新藤 克明	保健福祉部長
金子 秀夫	生涯学習部長
三村 章	企画部企画政策室長
中野 茂	産業振興課長
木戸 和子	福祉推進課長
山中 尊広	健康課長
木村 七郎	管理課長
美谷島 正義	指導室長
臼井 洋	社会教育課長
油井 永式	障害福祉係長
臼井 なみ子	子ども家庭支援センター主査
濱崎 きよ子	保育園長
高垣 秀太	交通安全係長
中里 輝夫	学務係長
榎本 裕	児童センター係長
来住野 定男	学童クラブ係長

委員長 副委員長

昭島市次世代育成支援対策行動計画策定経過

朗保年日日		内 宓
開催年月日 平成16年1月27日	三	内 容 ・正副委員長の選任
十成10年1月27日	第 1 回码局间从色代有成义接 対策地域行動計画庁内検討委 員会	・次世代育成支援対策行動計画策定 ・次世代育成支援対策行動計画策定 の概要について ・次世代育成支援に関するニーズ調
		・
2月13日	第 1 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・地域協議会委員の委嘱 ・正副会長の選任
2月23日~3月10日	次世代育成支援に関するニー ズ調査実施	・就学前児童保護者:回収数 822 件 ・小学校児童保護者:回収数 526 件 ・青少年自身:回収数 492 件
4月30日	第 2 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・次世代育成支援に関するニーズ調査の結果報告 ・次世代育成支援対策行動計画策定の概要について ・目標事業量について ・行動計画策定スケジュール
5月11日	第 2 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画庁内検討委 員会	・次世代育成支援に関するニーズ調査結果について ・昭島市児童育成プラン実施状況調査について
5月21日	第 3 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・目標事業量について ・行動計画の基本理念・基本的視 点・基本目標について
6月25日	第 3 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画庁内検討委 員会	・グループヒアリングからの要望・ 意見等に対する市の対応について ・目標事業量について ・行動計画の基本理念・基本的視 点・基本目標・主な事業について
7月2日	第 4 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・目標事業量について ・行動計画の基本理念・基本的視点・ 基本目標・施策の体系について
8月21日	市民説明会 & 意見交換会の開 催	・次世代育成支援対策行動計画策定 の経緯と概要について ・次世代育成支援に関するニーズ調 査について ・次世代育成支援対策行動計画(素 案)について
9月29日	第 4 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画庁内検討委 員会	・行動計画の基本理念・基本的視 点・基本目標について ・具体的事業について
10月8日	第 5 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・行動計画(素案)について
10月22日	第 6 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・行動計画(素案)について
12月17日	第 7 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・行動計画 (素案) について ・パブリックコメント実施について
12月24日	第 5 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画庁内検討委 員会	・行動計画 (素案) について ・パブリックコメント実施について
平成 16 年 12 月 27 日 ~ 平成 17 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施	・意見提出者:17名(団体含む) ・意 見 総 数:73件(要望含む)
平成 17 年 3 月 14 日	第 8 回昭島市次世代育成支援 対策地域行動計画協議会	・行動計画の決定

少子化社会対策基本法

平成 15 年 7 月 30 日 法 律 第 133 号

目次

前文

第一章 総則(第一条 第九条)

第二章 基本的施策(第十条 第十七条)

第三章 少子化社会対策会議(第十八条・第十九条)

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

- 第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの 認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあい まって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環 境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
- 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子ども がひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処する ための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該 地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に 資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施 策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけれ ばならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書 を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

- 第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効 に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。 (保育サービス等の充実)
- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不 妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。 (ゆとりのある教育の推進等)
- 第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを 遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害 から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのま ちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における 男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

- 第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 第七条の大綱の案を作成すること。
 - 二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

- 第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項 に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (内閣府設置法の一部改正)
- 2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の一号を加える。
 - 十四の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第号)第七条に 四 規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「 高齢社会対策会議 高齢社会対策基本法 , を

「 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法 に改める。 高齢社会対策会議 高齢社会対策基本法 ,

次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月 16 日 法 律 第 1 2 0 号

目次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針(第7条)

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第8条-第11条)

第3節 一般事業主行動計画(第12条-第18条)

第4節 特定事業主行動計画(第19条)

第5節 次世代育成支援対策推進センター(第20条)

第3章 次世代育成支援対策地域協議会(第21条)

第4章 雑則(第22条・第23条)

第5章 罰則(第24条-第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第7条第1項において「基本理念」という。)に のっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

- 第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第 1 項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び 第19条第1項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針 (以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の

市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府 県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。 (都道府県行動計画)
- 第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも 1 回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

- 第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助 の実施に努めるものとする。
- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。 (市町村及び都道府県に対する国の援助)
- 第11 条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第12 条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの(第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 4 第 1 項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。 (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第13 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

- 第14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、 その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」 という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

- 第16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治 29 年法律第89号)第34条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認める ときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。 (一般事業主に対する国の援助)
- 第18 条 国は、第12 条第1 項又は第3項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの 規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づ く措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

第4節 特定事業主行動計画

- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 第5節 次世代育成支援対策推進センター
- 第20 条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第 1 項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第21 条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の 結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

(主務大臣)

- 第22 条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第 9 条第 4 項及び第 10 条第 2 項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。 (権限の委任)
- 第23 条 第 12 条から第 16 条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

- 第24 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第 14 条第 2 項の規定に違反した者
 - 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を した者
 - 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第20条第5項の規定に違反した者
- 第27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。 (この法律の失効)
- 第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り 得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に 規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (検討)
- 第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

昭島市次世代育成支援行動計画 子どもが輝き、未来を創るまち昭島

平成17年3月

編集・発行 昭島市 保健福祉部 子育て支援課 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 **2**042(544)5111(代)

この計画書は古紙配合率 100%再生紙を使用しています。